

守谷市国民保護計画（案）新旧対照表

令和3年6月

守谷市国民保護計画（案） 新旧対照表

凡例○新設，追記は，改正後欄に赤及び改正前欄に（追記理由），（新設理由）を記入
 ○整理，変更は，改正後欄に黒及び改正前に黒と備考欄に変更概要を記入
 ○削除，統合は，改正後欄に（理由）及び改正前欄に~~○○~~と備考欄に削除，統合と記入

改正後	改正前	備考
目 次	目 次	
第1編 <u>総則</u>	第1編 <u>総 論</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	名称変更
第1章 計画の基本	第1章 計画の基本・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
第1節 <u>目的</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・1-1	第1節 <u>国民保護計画の目的</u> ・・・・・・・・ 1	名称変更
(県計画に合わせ削除)	第2節 武力攻撃事態対処法制 ・・・・・・・・1	削除
(内容を整理して他項目へ統合)	第3節 国民保護措置等 ・・・・・・・・4	内容統合
(県計画に合わせ項目を削除)	第4節 国民保護計画 ・・・・・・・・7	項目削除
(県計画に合わせ項目を削除)	第1 国民保護計画の策定の流れ	削除
(第2節，第3節へ統合)	第2 市国民保護計画	内容統合
第2節 <u>計画の位置づけ</u> ・・・・・・・・1-1	<u>(旧内容を整理し，項目を新設)</u>	新設
第3節 <u>計画に定める事項</u> ・・・・・・・・1-1	<u>(旧内容を整理し，項目を新設)</u>	新設
第4節 <u>市地域防災計画等との関係</u> ・・・・・・・・1-1	<u>(新設)</u>	新設
第5節 <u>計画の見直し・変更手続き</u> ・・・・・・・・1-1	<u>(旧内容を整理し，項目を新設)</u>	新設
第6節 <u>用語の定義</u> ・・・・・・・・1-2	<u>(県計画に合わせ新設)</u>	新設

第2章 基本方針	第2章 基本方針・・・・・・・・・・10	
第1節 基本的人権の尊重・・・・・・・・1-3	1 基本的人権の尊重・・・・・・・・10	項目変更
第2節 市民の権利利益の迅速な救済・・・・・・・・1-3	2 住民の権利利益の迅速な救済・・・・10	
第3節 市民に対する情報提供・・・・・・・・1-3	3 住民に対する情報提供・・・・・・10	
第4節 関係機関相互の連携協力の確保・・・・・・・・1-3	4 関係機関相互の連携協力の確保・・・・10	
第5節 市民の協力・・・・・・・・・・1-3	5 住民の協力・・・・・・・・・・10	
第6節 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮・・・1-3	6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重及びその他の特別な配慮・・・10	
第7節 高齢者，障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施・・・・・・・・1-4	7 高齢者，障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施・・・・・・11	
第8節 国民保護措置に従事する者等の安全の確保・・・・・・・・1-4	8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保・・・・・・11	
第9節 外国人への国民保護措置の適用・・・・・・・・1-4	9 外国人への保護措置の適用・・・・・・11	
(第5章として統合・編綴)	第3章 関係機関の責務と役割・・・・・・・・13	
	第1節 関係機関の責務等・・・・・・・・13	統合編綴
	第2節 関係機関の事務又は業務の大綱・・・・15	統合編綴 統合編綴
第3章 市の地理的，社会的特徴	第4章 市の地理的，社会的特徴・・・・・・・・18	項目変更
第1節 地理的特徴・・・・・・・・1-4	第1節 地理的特徴・・・・・・・・18	内容変更
第2節 社会的特徴・・・・・・・・1-4	第2節 社会的特徴・・・・・・・・19	内容変更
(内容が項目に不適合のため削除)	第3節 自衛隊施設等・・・・・・・・23	削除

第3節 <u>人口動態</u> ……………1-5	<u>(新設)</u>	新設
第4章 <u>市国民保護計画が対象とする事態</u>	第5章 国民保護計画が対象とする事態・・・24	項目変更
第1節 <u>武力攻撃事態</u> ……………1-5	第1節 <u>武力攻撃事態</u> ・・・24	内容整理
第2節 <u>緊急処理事態</u> ……………1-6	第2節 <u>緊急処理事態</u> ・・・27	内容整理
第5章 <u>関係機関の処理する事務又は業務の大綱</u>	<u>(新設)</u>	新設
第1節 <u>市が処理する事務、業務</u> ……………1-8	(第3章, 1節, 2節を統合・編綴)	統合編綴
第2節 <u>常総地方広域市町村圏事務組合が処理 する事務、業務</u> ……………1-9		
第3節 <u>常総衛生組合が処理する事務、業務</u> ……………1-9		
第4節 <u>茨城県が処理する事務、業務</u> ……………1-9		
第5節 <u>指定地方行政機関が処理する 事務、業務</u> ……………1-10		
第6節 <u>自衛隊が処理する事務、業務</u> ……………1-12		
第7節 <u>指定公共機関が処理する事務、業務</u> ……………1-12		
第8節 <u>指定地方公共機関が処理する 事務、業務</u> ……………1-13		
第9節 <u>その他公共的団体及び防災上重要 な施設の管理者が処理する事務、業務</u> ……………1-14		
第2編 平素からの備えや予防	第2編 平素からの備えや予防・・・30	
第1章 <u>組織・体制の整備等</u>	第1章 <u>組織・体制の整備等</u> ・・・30	組織改編に

第1節 <u>市における組織・体制の整備</u> ……………2-1	第1節 <u>市における組織・体制の整備</u> ・・・・30	より変更
第2節 <u>関係機関との連携体制</u> ……………2-5	第2節 <u>関係機関との連携体制の整備</u> ・・・・35	
第3節 <u>通信の確保</u> ……………2-6	第3節 <u>通信の確保</u> ・・・・39	内容整理
第4節 <u>情報の収集・提供等の体制の整備</u> ……………2-7	第4節 <u>情報収集・提供等の体制整備</u> ・・・・37	内容整理
第5節 <u>研修及び訓練</u> ……………2-10	第5節 <u>研修及び訓練</u> ・・・・45	内容整理
第2章 <u>避難・救援及び武力攻撃災害への対処に関する 平素からの備え</u>	第2章 <u>避難・救援及び武力攻撃災害への対処に 関する平素からのえ</u> ・・・・47	
第1節 <u>避難に関する基本的事項</u> ……………2-11	第1節 <u>避難</u> ・・・・47	内容変更
第2節 <u>避難実施要領の 패턴の作成</u> ……………2-12	(新設)	新設
第3節 <u>救援に関する基本的事項</u> ……………2-12	第2節 <u>救援</u> ・・・・49	内容整理
第4節 <u>医療関係団体等との調整</u> ……………2-12	3 <u>医療関係団体等との調整</u> ・・・・49	項目変更
第5節 <u>電気通信事業者との調整</u> ……………2-12	4 <u>電気事業者との調整</u> ・・・・50	項目変更
第6節 <u>運送事業者の輸送力・輸送施設の 把握等</u> ……………2-13	第3節 <u>輸送力・施設、生活関連施設等の 把握</u> ・・・・50	項目変更
第7節 <u>避難施設の指定への協力</u> ……………2-13	第2 <u>避難施設の指定への協力</u> ・・・・50	項目変更
第3章 <u>生活関連等施設の把握等</u>	第3 <u>生活関連等施設の把握等</u> ・・・・51	項目変更
第1節 <u>生活関連等施設の把握等</u> ……………2-13	1 <u>生活関連施設の把握等</u>	
第2節 <u>市が管理する公共施設等における警戒</u> …2-14	2 <u>市が管理する公共施設等における警戒</u>	
第4章 <u>物資及び資材の備蓄、整備</u>	第3章 <u>物資及び資材の備蓄、整備</u> ・・・・52	項目変更
第1節 <u>市における備蓄</u> ……………2-14	第1 <u>市における備蓄</u> ・・・・52	内容変更

第2節 市が管理する施設及び設備の整備 及び点検等……………2-14 第5章 国民保護に関する啓発 第1節 国民保護措置に関する啓発……………2-15 第2節 武力攻撃事態等において住民がとるべき 行動等に関する啓発……………2-15 第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 第1節 初動体制の整備及び初動措置……………3-1 第2節 武力攻撃等の兆候に関する連絡が あった場合の対応……………3-3 第3節 市対策本部への移行へ要する調整……………3-3 第2章 市対策本部の設置等 第1節 市対策本部の設置……………3-3 第2節 通信の確保……………3-10 (前項と重複するため統合し削除) 第3章 関係機関相互の連携	第2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等・ ……………5 3 第4章 国民保護に関する啓発……………5 4 第1 国民保護措置に関する啓発……………5 4 第2 武力攻撃事態等において住民がとるべき 行動等に関する啓発……………5 4 第3編 武力攻撃事態等への対処……………5 6 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動体制・ ……………5 6 第1節 事態認定前における緊急事態連絡室 (仮称)等の設置及び初動措置……………5 6 第2節 武力攻撃等の兆候に関する連絡が あった場合の対応……………5 8 (対策本部の変更により新設) 第2章 市対策本部の設置等……………5 9 第1節 市対策本部の設置……………5 9 第2節 通信の確保……………6 5 第3節 広報の実施……………6 6 第3章 関係機関相互の連携……………6 7	項目変更 組織改編の ため変更 新設 内容追記 統合削除
--	--	---

第1節 国・県の対策本部との連携……………3-11	第1節 国・県対策本部との連携……………67	項目変更
第2節 知事，指定行政機関の長，指定地方行政 機関の長等への措置要請等……………3-11	第2節 知事，指定行政機関の長，指定地方行政 機関の長等への措置要等……………65	
第3節 <u>自衛隊の部隊等の派遣要請等</u> ……………3-12	第3節 <u>自衛隊の部隊等の派遣要請</u> <u>の求め等</u> ……………68	
第4節 他の市町村長等に対する応援要請， 事務の委託……………3-12	第4節 他の市町村等に対する応援要請・ 事務委託……………68	
第5節 指定行政機関の長等に対する職員の 派遣要請……………3-12	第5節 指定行政機関の長等に対する職員の 派遣要請……………69	
第6節 市の行う応援等……………3-13	第6節 市の行う応援等……………69	
第7節 ボランティア団体等に対する支援等……………3-13	第7節 ボランティア団体等に対する支援等……………70	
第8節 市民への協力要請……………3-13	第8節 住民への協力要請……………70	
第4章 警報及び避難の指示等	第4章 警報及び避難の指示等……………72	項目変更
第1節 警報の伝達等……………3-14	第1節 警報の伝達等……………69	
第2節 避難者の誘導等……………3-15	第2節 避難 <u>住民</u> の誘導等……………75	項目変更 内容追記 新設
第5章 救援	第5章 救援……………85	
第1節 <u>救援の実施</u> ……………3-22	第1節 <u>救援の実施</u> ……………85	
第2節 関係機関との連携……………3-22	第2節 関係機関との連携……………85	
第3節 <u>救援の内容</u> ……………3-23	第3節 救援の内容……………86	内容追記 新設
第4節 <u>救援の際の諸要請等</u> ……………3-25	<u>(新設)</u>	

第6章 安否情報の収集及び提供 第1節 安否情報の収集……………3-26 第2節 県に対する報告……………3-26 第3節 安否情報の照会に対する回答……………3-27 第4節 日本赤十字社に対する協力……………3-27 第7章 武力攻撃災害への対処 第1節 武力攻撃災害への対処……………3-28 第2節 応急措置等……………3-28 第3節 生活関連等施設における災害への 対処等……………3-32 第4節 <u>武力攻撃原子力災害及びNBC 攻撃による災害への対処等</u>……………3-33 第8章 被災情報の収集及び報告 <u>第1節 被災情報の収集</u>……………3-36 <u>第2節 被災情報の報告</u>……………3-36 第9章 保健衛生の確保その他の措置 <u>第1節 保健衛生の確保</u>……………3-37 <u>第2節 廃棄物の処理</u>……………3-37	第6章 安否情報の収集・提供……………87 第1 安否情報の収集……………88 第2 県に対する報告……………88 第3 安否情報の照会に対する回答……………88 第4 日本赤十字に対する協力……………89 第7章 武力攻撃災害への対処……………90 第1節 武力攻撃災害への対処……………90 第2節 応急措置等……………91 第3節 生活関連等施設における災害への 対処等……………97 第4節 <u>NBC攻撃による災害への対処等</u>……………99 第8章 被災情報の収集及び報告……………102 <u>第1 被害情報の収集及び報告</u>……………102 第9章 保健衛生の確保その他の措置……………103 <u>第1 保健衛生の確保</u>……………103 <u>第2 廃棄物の処理</u>……………104	項目変更 項目変更 項目変更
--	---	---

第10章 国民生活の安定に関する措置 第1節 生活関連物資等の価格安定……………3-38 第2節 避難者等の生活安定等……………3-38 第3節 生活基盤等の確保……………3-38 第11章 特殊標章等の交付及び管理 第1節 特殊標章等……………3-39 第2節 特殊標章等の交付及び管理……………3-39 第3節 特殊標章等に係る普及啓発……………3-39 第4編 復旧等 第1章 応急の復旧 第1節 基本的考え方……………4-1 第2節 公共的施設の応急の復旧……………4-1 第2章 武力攻撃災害の復旧 第1節 国における所要の法制の整備等……………4-1 第2節 市が管理する施設及び設備の復旧……………4-2 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等 第1節 国民保護措置に要した費用の支弁， 国への負担金の請求……………4-2 第2節 損失補償及び損害補償……………4-2	第10章 国民生活の安定に関する措置……………105 第1節 生活関連物資の価格安定……………105 第2節 避難住民等の生活安定等……………105 第3節 生活基盤等の確保……………105 第11章 特殊標章等の公布及び管理……………106 1 特殊標章等……………106 2 特殊標章等の交付及び管理……………106 3 特殊標章等に係る普及啓発……………107 第4編 復旧等……………108 第1章 応急の復旧……………108 第1節 基本的考え方……………108 第2節 公共的施設の応急の復旧……………108 第2章 武力攻撃災害の復旧……………109 1 国における所要の法制の整備等……………109 2 市が管理する施設及び設備の復旧……………109 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等……………109 第1節 国民保護措置に要した費用の 支弁，国への負担金の請求……………109 第2節 損失補償及び損害補償……………110 第3節 総合調整及び指示に係る損失	項目変更 項目・内容 の変更 項目変更 項目変更
--	---	--

第3節 総合調整及び指示に係る損失の補てん……4-2 第5編 緊急処理事態への対処 第1章 緊急処理事態……5-1 第2章 緊急処理事態における警報の 通知及び伝達…5-1 ○様式集 ・様式-1「安否情報報告書」……様-1 ・様式-2「被災情報の報告様式」……様-2 ・様式-3「安否情報照会書」……様-3 ・様式-4「安否情報回答書」……様-4 ○資料集 ・資料-1「特殊標章及び意義」……資-1 ・資料-2「身分証明書（国民保護措置に係る 職務等を行う者用）」……資-2	の補てん・・・110 第5編 緊急処理事態への対処・・・111 第1章 緊急処理事態・・・111 第2章 緊急処理事態における警報の 通知及び伝達・・・111 (新設)	項目変更 新設
---	---	-----------------------

改正後	改正前	備考
第1編 総 則 第1章 計画の基本 <u>市は、市民の生命・身体及び財産を武力攻撃災害等から保護する責務に鑑み、国民保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、市の国民保護に関する計画の目的等について定める。</u> (削除) <u>第1節 目 的</u> <u>この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号 以下「国民保護法」という。）、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号 以下 「事態対処法」という。）の規定に基づき、武力攻撃事態等において、市民の協力を得つつ、他の関係機関等との連携協力を含み総合的に定め、武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小にするとともに、市の安寧を確保し、秩序を維持することを目的とする。</u> (県計画に合わせ削除)	第1編 総 論 第1章 計画の基本 市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、住民の生命・身体及び財産を武力攻撃災害等から保護する責務にかんがみ、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）並びに緊急対処事態において国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、守谷市国民保護計画の目的、構成について定める。 第1節 国民保護計画の目的 <u>第1 目 的</u> <u>この計画は、守谷市域において、武力攻撃事態等から住民の生命・身体及び財産を保護し、住民生活・経済に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的とする。</u> 第2 対 象 この計画は、守谷市域住民はもとより、武力攻撃事態等の発生の際に、通勤、通学、旅行などで守谷市域に滞在する者や、市町村域を越えて守谷市域に避難してきた者も保護の対象とする。また、それらの者について国籍を問わず保護の対象とする。 (以下略)	項目の変更 内容の整理。 項目を整理・変更し、県の計画に準拠。 削除

(県の計画に合わせ削除) (《図：武力攻撃事態等への対処に関する法制》の削除) (内容を整理して第4章と第5章へ統合) (県の計画に合わせ削除) (《図：国民保護計画の策定の流れ》の削除) (第2節に統合) <u>第2節 計画の位置づけ</u> <u>この計画は、国民保護法及び事態対処法に基づき、市の国民保護措置の実施体制、市が実施する避難、救援などに関して総合的な指針及び対策</u>	第2節—武力攻撃事態対処法制 第1—武力攻撃事態対処法 平成15年6月、有事法制の基本法である武力攻撃事態等におけるわが国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（武力攻撃事態対処法）が成立し施行された。（以下略） 《図：武力攻撃事態等への対処に関する法制》 第3節—国民保護措置等 国民保護法では、武力攻撃事態等から国民の生命・身体及び財産を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国や地方公共団体などは国民保護措置等を実施することとされている。（以下略） 第4節—国民保護計画 第1—国民保護計画の策定の流れ 国民保護措置等の実施にあたっては、国民保護計画をあらかじめ策定し、これに基づき実施することになっている。（以下略） 《図：国民保護計画の策定の流れ》 第2—市国民保護計画 1—計画の位置付け 市は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民保護基本指針及び県国民保護計画に基づき、住民等の協力を得つつ、関係機関と連携し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、守谷市の区域において関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進する責務を有する。（以下略） <u>(旧内容を統合して新設)</u>	削除 統合 削除 統合 新設
--	---	---

<u>第1節</u> 基本的人権の尊重 (略) <u>第2節</u> 市民の権利利益の迅速な救済 (略) <u>第3節</u> 市民に対する情報提供 (略) <u>第4節</u> 関係機関相互の連携協力の確保 (略) <u>第5節</u> 市民の協力 (略) <u>第6節</u> 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮 (略) <u>第7節</u> 高齢者，障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 (略) <u>第8節</u> 国民保護措置に従事する者等の安全の確保 (略) <u>第9節</u> 外国人への国民保護措置の適用 (略) (第5章として統合)	<u>おりとする。</u> <u>1</u> 基本的人権の尊重(法第5条，基第1章1) (略) <u>2</u> 住民の権利利益の迅速な救済(法6条，基第1章2) (略) <u>3</u> 住民に対する情報提供(法8条，基第1章3) (略) <u>4</u> 関係機関相互の連携協力の確保(法第3条，基第1章4) (略) <u>5</u> 住民の協力(法第4条，基第1章5) (略) <u>6</u> 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮(法第7条，基第1章6) (略) <u>7</u> 高齢者，障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施(法第9条，基第1章7) (略) <u>8</u> 国民保護措置に従事する者等の安全の確保(法第22条，法第73条第3及び4項(第79条第2項の準用を含む)，第110条，基第1章8) 9 外国人への国民保護措置の適用 (略) 第3章——関係機関の責務と役割 第1節——関係機関の責務等 (略) 第2節——関係機関の事務又は業務の大綱 (略)	項目変更 項目変更 項目変更 項目変更 項目変更 項目変更 項目変更 項目変更 項目変更 項目変更 統合編綴 統合編綴 統合編綴
---	--	---

<u>第3章 市の地理的，社会的特徴</u> 第1節 地理的特徴 第1 <u>位置，地勢及び地質</u> <u>1 位置</u> (略) <u>2 地勢</u> (略) <u>3 地質</u> (略) (削除) 第2節 社会的特徴 第1 <u>概要</u> <u>市の社会環境は，昭和30年3月市の前身となる守谷町が誕生。昭和41年，首都圏近郊整備地帯の指定を受け，住宅公団や民間による大型宅地開発が計画された。昭和50年代には，常磐自動車道が開通，都心直結の道路網や都市基盤整備が進み，昭和60年代に工業団地を含めた新たな区画整理事業が着手され，都市化が急速に進み，人口増加に伴い，平成14年2月に市制施行された。</u> <u>また，平成17年につくばエクスプレスが開通し，東京都心40km圏内という立地条件もあり，居住環境の変化，地域経済の変化など，守谷の発展に拍車をかけている。</u> 第2 <u>人口動態</u> 市では，昭和後期の南北両団地及びみずき野団地の入居開始，さらに	<u>第4章 市の地理的，社会的特徴</u> 第1節 地理的特徴 第1 <u>地形</u> (略) 第2—気候 本市の気候は年間平均気温（平成14年から平成17年の4年間平均）約14.4℃，年間降雨量約1,175mmで，夏は湿度が高く雨量も多くなっている。 冬は筑波山からの「筑波おろし」という季節風のために風が強く，空気も乾燥している。 第2節 社会的特徴 第1 <u>人口</u> <u>大規模な住宅地開発などにより，平成元年ごろから平成9年にかけて，急速に人口が増加し，平成10年以降，バブルの崩壊とともにその勢いは一時的に穏やかになった。</u> <u>平成17年8月のつくばエクスプレス開通とともにその勢いは回復傾向にあり，更なる住宅地開発やマンション建設による人口の増加を反映し，市内に住み，市外へ通勤・通学する，いわゆるベッドタウン化，永住化が進んでいる。</u> <u>転入世帯の中心が，幼少年期の子供をもつ世帯であることから，高齢化率は低いものの，今後，確実に高齢化社会に転じることが予想される。</u>	項目変更 地理的特徴を細部に区分し内容を変更 削除 項目変更 内容変更
--	--	---

は平成 17 年のつくばエクスプレスの開通に伴う分譲マンションの集中的な供給増加もあり，これまで人口増加基調が続いており，およそ 40 年間に，4 倍以上に増加し，さらに少しではあるが増加傾向が続き，その後，減少傾向に転じることが予想されている。また，将来的には，市においても深刻な少子高齢化社会に突入することになる。	(表の削除) 人口の推移 —(表：略)— (削除) 第 2—交通 —道路 関東広域圏の大動脈である常磐自動車道が市の中心部を通っており，隣のつくばみらい市の谷和原インターチェンジで国道 294 号と接続している。 主要幹線道路としては，拡幅工事の進む国道 294 号と常総ふれあい道路が南北の主要道路軸を形成し，また，東西においては，つくばエクスプレスと平行して走る都市軸道路（守谷・伊奈・谷和原線）を中心に県道や市の都市計画道路が，ラダー（梯子）型の幹線ネットワークを形成している。しかしながら，幹線道路はまだ不十分であり，都市計画道路供平板戸井線や，郷州沼崎線の整備が急務である。 —2—鉄道・バス— 本市の公共交通機関は，市の中央を二分する形で「つくばエクスプレス」が走り，南西側は柏・三郷を経て東京秋葉原に至り，北東側は，隣接するつくばみらい市を経てつくば市に至っている。都心まで最速 32 分と通勤通学の足となっている。また，北東部に関東鉄道常総線が走り，隣接する取手市で J R 常磐線に接続している。 バス路線については，関東鉄道バスによる高速バスが岩井・水海道～東京線として北守谷地内を運行している。また，関東鉄道バスが守谷駅を基点に市内循環バスの運行と取手，坂東，つくばみらいの各市に向け路	削除 削除
--	---	---------------------

<

着上陸侵攻		・被害地域等が広範囲かつ長期間 ・侵攻の兆候があるため予測時期に住民の避難行動可能 ・沿岸部が当初の目標	・事前準備可能 ・戦闘予想地域からの先行避難 ・広域避難が必要	(略) (2) 留意点 (略) 2 ゲリラや特殊部隊による攻撃 (1) 特徴 (略) (2) 留意点 (略) 3 弾道ミサイル攻撃 (1) 特徴 (略) (2) 留意点 (略) 4 航空攻撃 (1) 特徴 (略)。 (2) 留意点 (略) 第2 NBC攻撃による特徴と対応 1 核兵器等 (略) 2 生物兵器 (略) 3 化学兵器 (略)	
ゲリラや特殊部隊等による攻撃		・少人数で行われる ・事前に予測困難、突発的な被害の可能性あり ・攻撃目標は都市部重要施設、原子力事業所等 ・ダーティーボム(※)使用可能性あり	・関係機関と連携し、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全措置を実施しつつ避難を実施		
弾道ミサイル攻撃		・攻撃目標の特定は極めて困難 ・極めて短時間で着弾 ・弾頭の種類は、着弾前特定困難	・迅速な情報伝達と適切な対応で被害極限化が重要 ・堅牢な屋内・地下への避難及び消火活動が中心となる		
航空攻撃		・兆候察知が比較的容易だが対応時間は少ない ・攻撃目標特定困難 ・攻撃は繰り返し行われる	・攻撃目標地を限定せず、屋内への避難等の避難措置広範囲に指示する。 ・生活関連施設の安全確保、災害の発生拡大防止措置の実施		
N B	核兵器等	・当初、核爆発による熱線、爆風及び初期各放射線による被害 ・その後放射性降下物及び中性子誘導放射能によって残留放射線による被害	・被害は広くなる ・避難には、風下を避け外部・内部被ばくを抑制し安定ヨウ素剤の服用 ・汚染地域の立入り制限 ・避難誘導、医療要員等の被ばく管理の適切な対応		

C 攻 撃	生物兵器	・発症までに潜伏期間あり ・判明した時は被害拡大 ・感染経路によって様々	・国、県等と連携し、病原に応じた医療活動，蔓延防止を実施
	化学兵器	・地形・気象の影響を受けて，風下方向に拡散する ・サリン等の神経剤は，空気より重く下を這うように広がる	・国，関係機関等と連携して対処 ・住民を川上の高台に誘導 ・汚染者については可能な限り除染する ・汚染地域の除染

※ダーティーボムとは，爆薬と放射性物質が組み合わされたもので，核兵器に比して小規模ではあるが，爆薬による爆発と放射能による被害の両方をもたらす。テロで利用される可能性がある。

第2節 緊急処理事態

分 類	事 態 例	被 害 概 要
攻 撃 対 象 施 設 等 に よ る 分 類	原子力事業所等の破壊	・大量の放射性物質等が放出され，周辺市民が被ばく ・汚染された飲料物を摂取した市民が被ばくする
	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる場合	・爆発及び火災の発生により市民に被害が発生するとともに，建物，ライフライン等が被災し，社会経済活動に支障が発生
	危険物積載船が攻撃を受けた場合	・危険物の拡散による沿岸市民への被害が発生するとともに，港湾及び航路が塞がれて，海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が発生

第2節 緊急処理事態

(略)

第1 攻撃対象施設等による分類

1 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

(1) 事態例

(略)

(2) 被害の概要

(略)

ア 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害

(略)

2 多数の人が集合する施設，大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

(1) 事態例

(略)

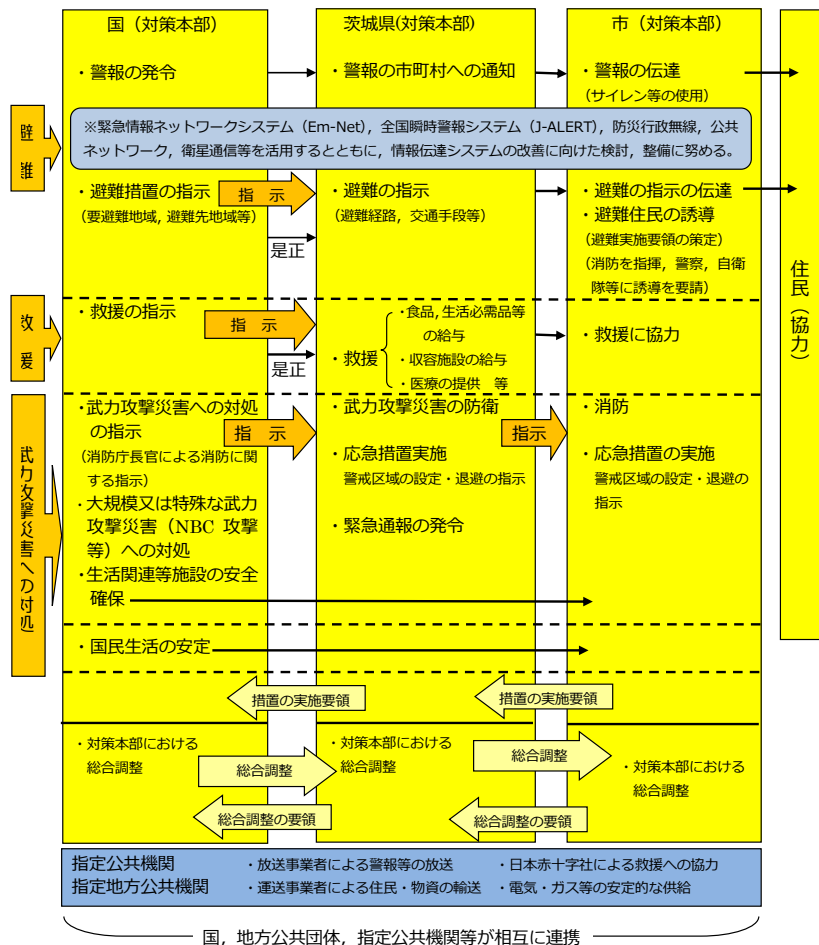
(2) 被害の概要

(略)

内容を表にまとめた。

攻撃の手段による分類		ダムの破壊	・ 下流に及ぼす被害は多大	第 2 攻撃手段による分類 1 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 （1）事態例 （略） （2）被害の概要 （略） 2 破壊の手段として交通機関等を用いた攻撃等が行われる事態 （1）事態例 （略） （2）被害の概要 （略）	
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破	・ 爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害が多大		
		列車等の爆破			
	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる場合	ダーティーボム※等の爆発による放射能の拡散	・ ダーティーボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱や炎による被害等		
			・ ダーティーボムの放射線によって正常な細胞機能が影響を受けると、後に癌発症の可能性有		
			・ 小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様		
		炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	・ 生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様 ・ 毒素の特徴については、化学兵器の特徴と同様		
		市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	・ 化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様		
	水源地に対する毒素等の混入				
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が	航空攻撃等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	・ 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさ		

	行われる事態		は変化 ・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害の可能性有		
		弾道ミサイル等の飛来	・爆発、火災等の発生により市民に被害が発生 ・建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が発生		
<u>第5章 関係機関の処理する事務又は業務の大綱</u> (略) <u>また、以下に、国民保護措置のイメージを示す。</u>				(第3章，第1節，第2節を統合・編綴し，新設) (国民保護措置のイメージ図を追記し，理解し易くした。)	新設 追記



第1節 市が処理する事務、業務

（略）

第2節 常総地方広域市町村圏事務組合が処理する事務、業務

（略）

第3節 常総衛生組合が処理する事務、業務

（略）

第4節 茨城県が処理する事務、業務

（略）

<u>第5節 指定地方行政機関が処理する事務，業務</u> (略) <u>第6節 自衛隊が処理する事務，業務</u> (略) <u>第7節 指定公共機関が処理する事務，業務</u> (略) <u>第8節 指定地方公共機関が処理する事務，業務</u> (略) <u>第9節 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が処理する事務，業務</u> (略)		
--	--	--

改正後		改正前		備考
第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1節 市における組織・体制の整備 (略) 第1 市の各部における平素の業務		第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1節 市における組織・体制の整備 (略) 第1 市の各部における平素の業務		組織改編に伴い市長公室を追加し、内容を整理した。
部 局 名	平 素 の 業 務	部局名	平素の業務	
市長公室	・ <u>広報・報道体制の整備に関すること</u> ・ <u>情報収集・提供体制の整備に関すること</u> ・ <u>庁内ネットワークの管理運営及びセキュリティ対策に関すること</u> ・ <u>国民保護措置のための措置の実施に係る予算に関すること</u>	総務部	・ <u>安否情報の収集体制の整備に関すること</u> ・ <u>住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること</u> ・ <u>広報公聴に関すること</u> ・ <u>予算措置に関すること</u> ・ <u>行政情報ネットワークの運用に関すること</u>	
総務部	・ <u>対策本部の職員の厚生に関すること</u> ・ <u>国民保護措置に係る職員の給与の整備に関すること</u> ・ <u>応急活動に必要な車両及び車両燃料の確保及び管理に関すること</u> ・ <u>国民の権利利権の救済に係る体制整備に関すること</u> ・ <u>市税の減免措置の整備に関すること</u> ・ <u>特殊標章等に関すること</u>	生活経済部	・ <u>国民保護に関する業務の総括に関すること</u> ・ <u>守谷市国民保護協議会の運営に関すること</u> ・ <u>守谷市国民保護対策本部に関すること</u> ・ <u>国民保護措置についての訓練に関すること</u> ・ <u>避難実施要領の作成に関すること</u> ・ <u>物資及び資材の備蓄等に関すること</u> ・ <u>特殊標章の交付に関すること</u> ・ <u>廃棄物処理に関すること</u> ・ <u>食糧の安定供給に関すること</u> ・ <u>家畜の防疫に関すること</u> ・ <u>危険物の安全確保に関すること</u> ・ <u>雇用に関すること</u>	
生活経済部	・ <u>市国民保護協議会の運営に関すること</u> ・ <u>関係機関（国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関）との連携体制に関すること</u> ・ <u>職員動員体制の整備に関すること</u> ・ <u>市国民保護計画の見直しに関すること</u> ・ <u>避難実施要領の策定に関すること</u>	都市整備部	・ <u>復旧に関すること</u> ・ <u>道路等輸送施設に関すること</u> ・ <u>住宅の整備に関すること</u>	

	・<u>研修，訓練及び啓発に関すること</u> ・<u>非常通信体制の整備に関すること</u> ・<u>市対策本部の情報発信通信手段の整備</u> ・<u>被災情報，安否情報の収集・整理体制の整備に関すること</u> ・<u>外国人等への情報提供体制等の整備に関すること</u> ・<u>災害廃棄物処理及びし尿処理の整備に関すること</u> ・<u>ゴミの収集及び処理の整備に関すること</u> ・<u>大型集客施設等との連絡体制に関すること</u> ・<u>農林，商工関係施設の把握に関すること</u> ・<u>埋葬・火葬に関すること</u>		・<u>土木資材の調達に関すること</u>	
	保健福祉部	(略)	保健福祉部	(略)
	都市整備部	・道路等輸送施設に関すること ・仮設住宅に関すること ・土木資材の調達に関すること	上下水道事務所	(略)
	上下水道事務所	(略)	教育委員会	(略)
	教育委員会	(略)	議会事務局	(略)
	議会事務局	(略)	消防本部	(略)
	消防本部	(略)	(広域本部)	
(上記に重複するため文章の削除) 第2 市職員の参集基準等 1 職員の参集体制の整備 (略) 2 24時間即応体制の確立 市は，武力攻撃等が発生した場合において，事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため，<u>市の各部課は速やかに参集基準に</u>		※—国民保護に関する業務の総括，各部・課等の調整，企画立案については，国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者が負う。 第2 市職員の参集基準等 1 職員の迅速な参集体制の整備 (略) 2 24時間即対応体制の確立 市は，武力攻撃等が発生した場合において，事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため，<u>常備消防機関との連携を図りつ</u>		削除 地域防災

<u>示す体制を確立する。</u>				<u>つ、当直（警備員）等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる２４時間即応可能な体制を確保する。</u>		計画に合わせる。
3 市の体制及び職員の参集基準等				3 市の体制及び職員の参集基準		文の変更
市は、事態の状況に応じて適切な措置を講じるため、 <u>下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。</u>				市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、 <u>次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。</u>		
(事務局の任務のため削除)				その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制に努める。		削除
【職員参集基準】				【職員参集基準】		
区分	体 制	参集基準	要員	体 制	参 集 基 準	
事態認定前	<u>連絡本部体制（連絡体制）</u>	<u>武力攻撃事態等（緊急対処事態）の認定に繋がる可能性の事案等に関する情報を入手し、情報収集等初動対応を行う必要があるとき</u>	・ <u>生活経済部職員</u> ・ <u>都市整備部職員</u> ・ <u>上下水道事務所職員</u> ・ <u>総務部職員</u> ※状況に応じ増員する	①担当課体制	<u>国民保護担当課職員が参集</u>	「守谷市災害時初動マニュアル」に基づき変更した。
				②緊急事態連絡室体制	<u>原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断する。</u>	
				③市国民保護対策本部体制	<u>すべての市職員が庁舎又は出先機関等に参集</u>	
事態認定後	<u>危機管理対策本部体制（災害対策本部体制）</u>	・ <u>市内において大規模な武力攻撃事態等やテロ等の認定に繋がる事案が発生し、所要の対処措置で実施する必要があるときで、かつ国民保護対策本部の設置について県からの指定の通知がないとき</u>	・ 全職員			

		・その他, 市長が認めたとき			
	国民保護対策本部体制 (災害対策本部体制)	国民保護対策本部の 設置について県の指定 の通知を受けたとき	・全職員		
※ 表中の () 内は, 「災害時の体制」の編成と同等とする。 (守谷市災害時初動対応マニュアルに準拠するため図を削除) (守谷市災害時初動対応マニュアルに準拠するため文を削除) (守谷市災害時初動対応マニュアルに準拠するため文を削除) (守谷市災害時初動対応マニュアルに準拠するため図を削除) (守谷市災害時初動対応マニュアルに準拠するため文を削除) (守谷市災害時初動対応マニュアルに準拠するため文を削除) <u>4 対応フロー</u> <u>武力攻撃事態等(緊急対処事態)の認定に繋がる可能性のある事案</u> <u>(以下事案)に対する対応の流れは, 概ね次のとおりである。武力</u> <u>攻撃事態等(緊急対処事態)の認定の可能性不明の場合には, 速や</u> <u>かな対応も視野に入れる。</u>				(追記)	追記
				図: 【事態の状況に応じた初動体制の確立】	削除
				4 幹部職員等への連絡手段の確保 (略)	削除
				5 幹部職員等の参集が困難な場合の対応 (略)	削除
				【市対策本部長, 副本部長及び本部員の代替職員】 (略)	削除
				6 職員の服務基準 (略)	削除
				7 交代要員等の確保 (略)	削除
				<u>(対応のフロー図を新設し, 理解し易いようにした。)</u>	新設

<pre> graph TD Start([国内で武力攻撃事態等（緊急対処事態）認定に繋がる可能性のある事案の発生]) --> Info[情報収集，入手] Info --> Liaison[連絡体制本部の設置] Liaison --> CityInc{市内で事案の発生} CityInc -- なし --> NoCity[なし] CityInc -- あり --> Emergency[危機管理対策本部の設置] Emergency --> LocalPlan[守谷市地域防災計画等に基づく 応急対策等] LocalPlan --> NationalInc{国の事態認定} NationalInc -- なし --> NoCity NationalInc -- あり --> NationalPlan[守谷市国民保護計画に基づく対応] NationalPlan --> Designation{対策本部設置の 指定通知} Designation -- なし --> NoCity Designation -- あり --> NationalProtect[国民保護対策本部の設置] NationalProtect --> NationalPlan2[守谷市国民保護計画に基づく対応] NationalPlan2 --> End([終 息]) NoCity --> LocalPlan2[守谷市地域防災計画等に基づく 応急対策等 ・災害対策基本法に基づく 各種対処措置 ・消防法等に基づく措置] LocalPlan2 --> End End --> Disband[連絡本部，危機管理対策本部，国民保護対策本部の解散。復旧・復興] </pre> 5 市対策本部員等への連絡手段の確保 市対策本部員及び国民保護担当職員は、参集時の連絡手段として、<u>守谷市公式市民生活総合支援アプリ「Morinfo（もりんふお）」（以下「Morinfo」という。）又は「メールもりや」に対応した携帯電話等を携行し、連絡手段を確保する。</u> 6 市対策本部員等の代理 <u>「守谷市災害時初動対応マニュアル」第2章 3（1）「災害対策</u>	（市対策本部員等への連絡手段の確保について新設）	新設
---	--	--

<u>本部の体制」の例による。</u> 第3 消防機関の体制 1 <u>常総地方広域市町村圏事務組合消防本部及び守谷消防署の体制</u> 常総地方広域市町村圏事務組合消防本部(以下「消防本部」という。) 及び守谷消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、守谷消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。 <u>また、市は、初動時における消防本部及び守谷消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。</u> 2 消防団の充実・活性化の推進等 市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、<u>県と連携し、市民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、施設及び設備の整備、装備等の充実、Morinfo による「消防団員及び消防団員家族パスポート」の充実等の支援等に対する取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。</u> (以下略) 第4 国民の権利利益の救済に係る手続等 1 国民の権利利益の迅速な救済 市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服<u>申し立て</u>又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するため、「<u>守谷市災害時初動対応マニュアル</u>」の例により市民相談窓口班が対応する。必要があれば項目ごとに担当課を定める。 (以下略)	第3 消防機関の体制 1 消防本部及び消防署における体制 常総広域消防本部及び守谷消防署は、市における参集基準と同様に消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。 <u>その際、守谷市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できるよう体制を調整・整備する。</u> 2 消防団の充実・活性化の推進等 市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、<u>茨城県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取り組みを積極的に行い、消防団の充実・強化、活性化を図る。</u> (以下略) 第4 国民の権利利益の救済に係る手続き等 1 国民の権利利益の迅速な救済 市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服<u>申し立て</u>又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するため、<u>国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続き項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。</u> <u>また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。</u> (以下略) 2 <u>国民の権利利益に関する文書の保存</u>	内容を整理し、現状に合わせ変更。 内容を整理し、現状に合わせ変更。 内容を整理し、現状に合わせ変更。
--	--	---

2 <u>市民の権利利益に関する文書の保存</u> 市は、<u>市民の権利利益の救済の手続きに関連する文書（公用令書の（以下略）</u> 第2節 関係機関との連絡体制 市は、<u>国民保護措置を実施するに当たり、関係機関との連携体制整備について以下に定める。</u> 第1 基本的考え方 1 防災のための連携体制の活用 （略） 2 関係機関の計画との整合性の確保 （略） 3 関係機関相互の意思疎通 市は、<u>個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この際、市国民保護協議会等を活用することにより、関係機関の円滑なネットワークの構築に留意する。</u> 第2 県との連携 1 <u>県との情報共有</u> <u>警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。</u> 2 市国民保護計画の県への協議 （略） 3 警察との連携	市は、<u>国民の救済の手続きに関する文書（公用令書の写し、協力の（以下略）</u> 第2節 関係機関との連携体制の整備 市は、<u>国民保護措置を実施するにあたり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり関係機関との連携体制整備のあり方について定める。</u> 第1 基本的な考え方 1 防災のための連絡体制の活用 （略） 2 関係機関の計画との整合性の確保 （略） 3 関係機関相互の意思疎通 市は、<u>個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、守谷市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。</u> 第2 県との連携 1 <u>県の連絡先の把握等</u> 市は、<u>緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県との間で密接な情報の共有を図る。</u> 2 市国民保護計画の県への協議 （略） 3 県警察との連携 （略） 第3 近接市町村との連携	用語変更 内容を精査し変更 内容変更 項目・内容を変更
---	--	---

(略) 第3 近隣市町村との連携 1 近隣市町村との連携 (略) 2 消防機関の連携体制の整備 (略) 第4 指定公共機関、指定地方公共機関との連携 1 指定公共機関、指定地方公共機関の連絡先の把握 (略) 2 医療機関との連携 (略) 3 関係機関との協定の締結等 (略) (文章の削除) 第5 ボランティア団体等に対する支援 1 自主防災組織等に対する支援 (略) 2 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援 (略) 第3節 通信の確保 (略) 第1 通信体制の整備 1 非常通信体制の整備 <u>市は、武力攻撃事態等において円滑に国民保護措置を実施するために、関係機関との情報伝達手段の確保を図る。また、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。</u>	1 近接市町村との連携 (略) 2 消防機関の連携体制の整備 (略) 第4 指定公共機関等との連携 1 指定公共機関等の連絡先の把握 (略) 2 医療機関との連携 (略) 3 関係機関との協定の締結等 (略) また、市は、区域内の事業所における防犯対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。 第5 ボランティア団体等に対する支援 1 自主防災組織等に対する支援 (略) 2 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援 (略) 第3節 通信の確保 (略) 第1 通信体制の整備 1 非常通信体制の整備 <u>市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係機関、地方公共団体、主な電気通信事業者で構成された非常通信協議会等との連携に十分配慮する。</u> 2 非常通信体制の確保	削除 内容を整理し変更
--	---	---------------------------

2 非常通信体制の確保 (略) 第2 通信体制確保のための実践的な通信訓練の実施 市は、武力攻撃事態等による被害を受けた場合に備え、通信輻輳^{ふくそう}又は途絶し、若しくは庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定するなど、関係機関との実践的な通信訓練の実施に努める。 第4節 情報の収集・提供等の体制の整備 市は、武力攻撃事態等における情報収集・提供等の体制整備について以下に定める。 第1 基本的考え方 1 情報収集・提供のための体制の整備 (略) 2 体制の整備にあたっての留意事項 (略) (図の削除) <u>(1) 施設・設備面</u> ア 武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達できるよう、全国瞬時警報システム(J-A LERT)、緊急情報ネットワークシステム(E m - n e t)、災害情報共有システム(Lアラート)、茨城県防災情報ネットワークシステム、デジタルM C A無線機等の情報通信手段を的確に運用、管理、整備する。	(略) 第2 通信体制の確保に当たっての留意事項 <u>(1) 実践的な通信訓練の実施</u> 市は、武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的な通信訓練の実施に努める。 <u>(2) 災害時優先電話の活用</u> 市は、電気通信事業者により提供されている「災害時優先電話」等の効果的な活用を図る。 第4節 情報収集・提供等の体制整備 市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について以下のとおり定める。 第1 基本的考え方 1 情報収集・提供のための体制の整備 (略) 2 体制の整備にあたっての留意事項 (略) 図：《体制の整備にあたっての留意事項》 <u>(体制の整備にあたっての留意事項についての説明文の新設)</u>	内容を整理し変更 内容を整理し変更 削除 新設
--	--	---

<u>イ 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</u> <u>ウ 武力攻撃による災害に備え、複数の情報伝達手段の整備（地上系・衛星系等による伝送路の多ルート等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</u> <u>エ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</u> <u>オ 武力攻撃災害時において確実な利用が出来るよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</u> <u>（２）運用面</u> <u>ア 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</u> <u>イ 武力攻撃による災害に備え、通信輻輳時途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</u> <u>ウ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通情報等を想定し、実施時間や電源の確保等条件を設定した上で、地域住民への情報伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了時に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</u> <u>エ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関等の間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</u> <u>オ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</u> <u>カ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当</u>		
---	--	--

<u>者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</u> <u>キ 市民に情報を提供するに当たっては、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（E－net）、災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報メール、広報車両、テレビ、ラジオ、Morinfo、ホームページ、SNS等のあらゆる手段の活用を図るとともに、高齢者、障がい者、外国人その他情報の入手が困難と考えられるものに対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</u> 3 情報の共有 （略） 第2 警報等の伝達に必要な準備 1 警報の伝達体制の整備 （略） （防災行政無線は、整備計画がないため削除） <u>2 県警察との連携</u> （略） <u>3 国民保護に係るサイレンの住民への周知</u>	3 情報の共有 （略） 第2 警報等の伝達に必要な準備 1 警報の伝達体制の整備 （略） 2 防災行政無線の整備 市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要なとなる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。 平成18年度に基本計画を、19年度以降に実施計画を策定し2年～3年の継続事業で整備を行う。 その際、国において、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬時警報システム（J－ALERT）の開発整備を検討しているため、これらも市防災行政無線整備時に考慮しなければならない。 <u>3 県警察との連携</u> （略） <u>4 国民保護に係るサイレンの住民への周知</u>	削除 項目変更 項目変更
---	--	---

(略) <u>4 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）の整備</u> <u>市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、市民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）を整備する。</u> 5 大規模集客施設等に対する警報伝達のための準備 (略) 6 民間事業所からの協力確保 市は、県と連携して、<u>民間事業者が、警報の内容の伝達や市民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、協力体制を推進する。</u> 第3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 1 安否情報の種類及び報告方法 市は、避難者及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民の安否情報に関して、<u>「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の収集照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する（様式-1「安否情報報告書」）の様式により収集し、原則として安否情報システムを用いて県に報告する。</u> <u>事態の状況により安否情報システムが使用できない場合は、書面（電子記録を含む。）により報告することとする。ただし、事態の状況等を勘案し、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法（口頭や電話など）によることもできるものとする。</u> (以下略) 2 安否情報収集のための体制整備 (略) 3 安否情報の収集に協力を求める機関の把握	(略) <u>(J-ALERT の整備について新設)</u> 5 大規模集客施設等に対する警報伝達のための準備 (略) 6 民間事業者からの協力の確保 市は、県と連携して、<u>特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。</u> 第3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 1 安否情報の種類及び報告様式 市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、<u>武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。</u> (以下略) 2 安否情報収集のための体制整備 (略) 3 安否情報の収集に協力を求める機関の把握	新設 内容を整理し変更 県の計画に合わせ変更
--	--	---

(略) 第4 被災情報の収集・報告に必要な準備 1 情報収集・連絡体制の整備 市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。(様式-2「被災情報の報告様式」) なお、被災情報の収集及び報告については、個人情報保護法及び守谷市個人情報保護条例の規定に基づき、被災者の個人情報の取扱いに留意する。 (報告様式の削除し、様式集へ移動) 2 担当者の育成 (略) 第5節 研修及び訓練 市職員は、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があるため、研修及び訓練のあり方について以下に定める。 第1 研修 1 市職員に対する研修 市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、職員の研修機会を確保する。 2 職員等の研修機会の確保 市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等を活用し、多様な方法により研修を行う。 (文章の削除)	(略) 第4 被災情報の収集・報告に必要な準備 1 情報収集・連絡体制の整備 市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、<u>あらかじめ情報収集・連絡にあたる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。</u> 【被災情報の報告様式】 2 担当者の育成 (略) 第5節 研修及び訓練 市職員は、<u>住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、</u>研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。 <u>このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。</u> 第1 研修 1 <u>研修機関における研修の活用</u> 市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。 2 職員等の研修機会の確保 市は、職員に対して国、県が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。 また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して、国民保護措置に関する研修を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するな	内容変更 削除移動 内容変更 項目、内容を県の計画に合わせ変更 削除
---	---	---

第2 訓練 1 市における訓練の実施 市は、近隣市町村、県、国関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、<u>警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、堅牢な建物内等への避難訓練等、武力攻撃事態等に特有の訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u> 2 訓練の形態及び項目 (略) 3 訓練に当たっての留意事項 (略) 第2章 避難・救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え (文章の削除) 第1節 <u>避難に関する基本的事項</u> 第1 <u>基礎的資料の収集</u> (略)	ど多様な方法により研修を行う。 ※国民保護ポータルサイト：http://www.kokuminhogo.go.jp 総務省消防庁ホームページ：http://www.fdma.go.jp 3 外部有識者等による訓練 市は、職員等の研修の実施にあたっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。 第2 訓練 1 市における訓練の実施 市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、<u>防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。</u> 2 訓練の形態及び項目 (略) <u>(訓練に当たっての留意事項を新設)</u> 第2章 避難・救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。 第1節 <u>避難</u> 第1 <u>避難に関する基本的事項</u> 1 基礎的資料の収集	県の計画に内容を準拠 新設 削除 題目変更
--	---	---

【<u>国民保護対策本部</u>】において集約，整理する基礎的資料】 (略) <u>第2 隣接する市長との連携の確保</u> 市は，市の区域を越える避難を行う場合に備えて，平素から，隣接する市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い，また，訓練を行うこと等により，緊密な連携を確保する。 <u>第3 高齢者，障がい者等避難行動要支援者への配慮</u> 市は，避難住民の誘導に当たっては，高齢者，障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について，<u>避難行動要支援者名簿を活用しつつ，守谷市地域防災計画に基づき，避難行動要支援者の避難対策を講じる。</u> (災害対策基本法の改正により図を削除) <u>第4 外国人への配慮</u> <u>避難時の誘導の際は，外国人にも的確に情報の伝達ができるよう対策を講じる。</u> <u>第5 民間事業者からの協力の確保</u> (略) <u>第6 学校や事業所との連携</u> (略) (上記に含まれるため文章を削除)	(略) 【<u>市対策本部</u>】において集約・整理すべき基礎的資料】 (略) <u>2 隣接する市町村との連携の確保</u> 市は，市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて，平素から，隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い，また，訓練を行うこと等により，緊密な連携を確保する。 <u>3 高齢者，障害者等災害時要援護者への配慮</u> 市は，避難住民の誘導に当たっては，高齢者，障害者等自ら避難することが困難な者の避難について，<u>自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ，災害時要援護者の避難対策を講じる。</u> <u>その際，避難誘導時において，災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</u> 図：【災害時要援護者の避難支援プランについて】 <u>(外国人への配慮を新設)</u> <u>4 民間事業者からの協力の確保</u> (略) <u>5 学校や事業所との連携</u> (略) 6 大規模集客施設との連携	組織変更により 項目変更 項目，題目変更 項目変更 災害対策基本法の改正により文章の変更 削除 新設 項目変更 削除
---	--	---

<u>※【避難行動要支援者名簿について】</u> <u>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導等に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組として行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。</u> <u>避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法（昭和36年223号）第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録する者とされている。</u> <u>また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結び付くため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。</u> <u>第2節 避難実施要領のパターンの作成</u> <u>市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、警察、自衛隊）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。この場合において、高齢者、障がい者等避難行動様支援者、外国人その他特に配慮を要する者で、自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮するものとする。</u> （項目を削除）	市は、集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、施設管理者等に対して、武力攻撃事態等に対応するため、危機管理・自主防災等対策の見直し、強化を要請するとともに必要に応じて指導、助言を行い、また、施設管理者等に避難等の訓練の参加を要請する。 <u>（災害対策基本法改正により新設）</u> <u>第2 避難実施要領のパターンの作成</u> <u>市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、<u>県警察等</u>、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、<u>季節の別（特に冬期間の避難方法）</u>、<u>観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。</u></u> 第2節—救援	新設 項目変更 内容を整理し変更 削除
---	---	---

<u>第1節</u> 生活関連等施設の把握等 (略) <u>第2節</u> 市が管理する公共施設等における警戒 (略)	<u>1</u> 生活関連等施設の把握等 (略) <u>2</u> 市が管理する公共施設等における警戒 (略)	項目変更 項目変更
<u>第4章</u> 物資及び資材の備蓄、整備 (文章の削除) <u>第1節</u> 市における備蓄 <u>第1</u> 防災のための備蓄との関係 (略) <u>第2</u> 国民保護措置の実施のために必要な物質及び資材 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチンの特殊な薬品のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。 <u>なお、その種類により保冷する必要があるワクチンもあるため、県の予備医療機関と連絡調整し、保冷器具（クーラーボックス等）の配備にも留意する。</u> (文章の削除) <u>第3</u> 県との連携 (略) <u>第2節</u> 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等 <u>第1</u> 施設及び設備の整備及び点検	<u>第3章</u> 物資及び資材の備蓄、整備 市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。 <u>第1</u> 市における備蓄 <u>1</u> 防災のための備蓄との関係 (略) <u>2</u> 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン<u>等</u>の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。 <u>(コロナ禍における留意事項を追記)</u> 【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】 安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など <u>3</u> 県との連携 (略) <u>第2</u> 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等 <u>1</u> 施設及び設備の整備及び点検	項目変更 削除 項目変更 項目変更 項目変更 追記 削除 項目変更 項目変更 項目変更

(略) <u>第2</u> ライフライン施設の機能の確保 (略) <u>第3</u> 復旧のための各種資料等の整備 (略) <u>第5章</u> 国民保護に関する啓発 (略) <u>第1節</u> 国民保護措置に関する啓発 <u>第1</u> 啓発の方法 市は、国及び県と連携しつつ、市民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、<u>ラジオ、Morinfo、ホームページ、SNS</u>等の様々な媒体を活用して、(中略) また、<u>視覚障がい者、外国人</u>に対しては、点字や外国語を使用 (略) <u>第2</u> 防災に関する啓発との連携 (略) <u>第3</u> 学校における教育 (略) <u>第2節</u> 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発 (略) また、市は、<u>弾道ミサイル攻撃やテロのような武力攻撃事態が発生した場合等</u>に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。 (文章の削除)	(略) <u>2</u> ライフライン施設の機能の確保 (略) <u>3</u> 復旧のための各種資料等の整備 (略) <u>第4章</u> 国民保護に関する啓発 (略) <u>第1</u> 国民保護措置に関する啓発 <u>1</u> 啓発の方法 市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、<u>インターネット</u>等の様々な媒体を活用して、(中略) また、<u>高齢者、障害者、外国人等</u>に対しては、点字や外国語を使用 (略) <u>2</u> 防災に関する啓発との連携 (略) <u>3</u> 学校における教育 (略) <u>第2</u> 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 (略) また、市は、<u>弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合など</u>に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料 (<u>内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」</u>など) を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。 また、市は、日本赤十字社、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。(なお、「武力攻撃事態やテロから身を守るために」において応急措置等について記載しており、これらの	項目変更 項目変更 項目変更 内容変更 内容変更 削除
--	---	---

	資料を参照できる。)	
--	-----------------------	--

改正後	改正前	備考
第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 (略) 第1節 <u>初動体制の整備及び初動措置</u> 第1 <u>連絡体制本部の設置等</u> 市長は、国内で武力攻撃事態等（緊急対処事態）認定に繋がる可能性のある事案の発生を把握した場合においては、速やかに事案等に関する情報を入手、関係機関等に連絡するとともに、連絡体制本部を設置する。連絡体制本部は、市対策本部員のうち、国民保護担当部長以下、本計画に示す要員により構成する。 (組織変更により文章を削除) 第2 <u>危機管理対策本部の設置等</u> 1 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、危機管理対策本部を設置する。危機管理対策本部は、原則として、市長をはじめとする市対策本部員より構成する。 2 <u>危機管理対策本部は、警察、消防機関、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努めるとともに、速やかに知事に対し、当該事案及び市の措置の概要を連絡する。</u>	第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 (略) 第1節 <u>事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置</u> 第1 <u>緊急事態連絡室等の設置</u> 1 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。 2「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室（仮称）を設置した旨について、県に連絡を行う。 この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。 <u>(災害時と同様とし、内容を整理し新設)</u>	組織変更による題目、内容を変更 削除 新設

<u>また、市内にある指定公共機関及び指定地方公共機関に対して情報提供を行うとともに、これらの関係機関と密接な連携を図る。</u> <u>第3</u> 初動措置の確保 市は、<u>危機管理対策本部</u>において、各種連絡調整に当たるとともに、 (以下略) <u>第4</u> 関係機関への支援の要請 (略) <u>第5</u> 対策本部への移行に要する調整 <u>危機管理対策本部</u>を設置した後に（中略）<u>危機管理対策本部</u>は廃止する。 <u>市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。</u> ※【災害対策基本法との関係について】 (略) 対処措置図	<u>第2</u> 初動措置の確保 市は、<u>「緊急事態連絡室」</u>において、各種連絡調整に当たるとともに、 (以下略) <u>第3</u> 関係機関への支援の要請 (略) <u>第4</u> 対策本部への移行に要する調整 <u>「緊急事態連絡室」</u>を設置した後に（中略）<u>「緊急事態連絡室」</u>は廃止する。 <u>(必要事項について追記)</u> ※【災害対策基本法との関係について】 (略)	項目変更 用語変更 追記
--	---	-----------------------------------

体制	事案覚知等	事態認定		事態認定 ※ 1
	連絡体制本部	危機管理対策本部 【被害の態様が災害対策基本法上の災害に相当 ※ 2】 →災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置が可能		市国民保護対策本部
対処措置	情報収集等初動対応	消防法に基づく措置 ・消防警戒区域設定 ・救急業務	国民保護法等に基づく措置 (例) ・避難の指示, ・警戒区域設定, ・本部設置前は本部設置指定要請	国民保護措置 (例) ・情報伝達 ・避難実施要領の作成 ・避難住民の誘導等
		【被害の態様が災害対策基本法上の災害に該当】 →災害対策基本法に基づく各種対処措置が実施可能 (例) 避難の指示, 警戒区域設定, 物件の除去		

※ 1 事態認定と市対策本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で市対策本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることもある。

※ 2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災、・爆発、放射性物質の大量放出等の事故等とされている。

第 2 節 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応
(略)

第 3 節 市対策本部への移行へ要する調整

市は、政府による事態認定が行われた場合において、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合は、退避の指示、警戒区域の設定等必要な国民保護措置を講ずるとともに、必要があると認めるときは、県を通じて内閣総理大臣に対し、「市対策本部を設置すべき市の指定」を行うよう要請を行う。

第 2 章 市対策本部の設置等

体制	事案覚知等	事態認定		事態認定 ※ 1
	連絡体制本部	危機管理対策本部 【被害の態様が災害対策基本法上の災害に相当 ※ 2】 →災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置が可能		市国民保護対策本部
対処措置	情報収集等初動対応	消防法に基づく措置 ・消防警戒区域設定 ・救急業務	国民保護法等に基づく措置 (例) ・避難の指示, ・警戒区域設定, ・本部設置前は本部設置指定要請	国民保護措置 (例) ・情報伝達 ・避難実施要領の作成 ・避難住民の誘導等
		【被害の態様が災害対策基本法上の災害に該当】 →災害対策基本法に基づく各種対処措置が実施可能 (例) 避難の指示, 警戒区域設定, 物件の除去		

(対処措置について図を新設)

(対処措置図の注意事項を新設)

第 2 節 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応
(略)

(市対策本部への移行に要する調整について新設)

第 2 章 市対策本部の設置等

(文章の削除) 第1節 市対策本部の設置 第1 市対策本部の設置の手順 市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。 1 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知 (略) 2 市長による市対策本部の設置 指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に<u>危機管理対策本部</u>を設置していた場合（以下略） 3 市対策本部員及び市対策本部職員の参集 (略) 4 市対策本部の開設 (略) 5 交代要員等の確保 (略) 6 本部の代替機能の確保 (略) 第3 市対策本部の組織構成及び機能 市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。	市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。 第1節 市対策本部の設置 第1 市対策本部の設置の手順 市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。 1 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知 (略) 2 市長による市対策本部の設置 指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に<u>緊急事態連絡室</u>を設置していた場合（以下略） 3 市対策本部員及び市対策本部職員の参集 (略) 4 市対策本部の開設 (略) 5 交代要員等の確保 (略) 6 本部の代替機能の確保 (略) 第3 市対策本部の組織構成及び機能 市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。	削除 組織変更
--	---	-----------------------

【市対策本部の組織構成図】 <pre> graph TD A[市国民保護対策本部] --> B[本部長
(市長)] A --> C[副本部長
(副市長, 教育長)] A --> D[議会
(議長, 副議長)] A --> E[本部長
・生活経済部長
・市長公室長
・総務部長
・保健福祉部長
・都市整備部長
・上下水道事務所長
・教育部長
・消防団長] E --- F[各部局等] F --> G[本部事務局] F --> H[総合対応部] F --> I[福祉・救護・避難支援部] F --> J[生活基盤対応部] F --> K[上下水道部] F --> L[教育部] F --> M[消防部] F --> N[現地対策本部] </pre> 市国民保護対策本部 本部長 (市長) 副本部長 (副市長, 教育長) 議会 (議長, 副議長) 本部長 ・生活経済部長 ・市長公室長 ・総務部長 ・保健福祉部長 ・都市整備部長 ・上下水道事務所長 ・教育部長 ・消防団長 各部局等 本部事務局 総合対応部 福祉・救護・避難支援部 生活基盤対応部 上下水道部 教育部 消防部 現地対策本部 ※市対策本部の細部組織構成については、「<u>守谷市災害時初動対応マニュアル</u>」に準じる。 (文の削除)	<pre> graph TD A[市国民保護対策本部] --> B[本部長
(市長)] A --> C[副本部長
(副市長)] A --> D[本部員
教育長, 各部長] A --> E[市国民保護現地対策本部] E --> F[現地調整所] A --> G[事務局
事務局長] G --> H[統括班
・対策班
・情報通信班
・広報班
・庶務班] H --> I[要員の派遣] I --> J[総務部
(部に属さない課を含む)
生活経済部
保健福祉部
都市整備部
教育委員会
上下水道事務所
※消防署] H --> K[措置の指示] K --> J </pre> 市国民保護対策本部 本部長 (市長) 副本部長 (副市長) 本部員 教育長, 各部長 市国民保護現地対策本部 現地調整所 事務局 事務局長 ・統括班 ・対策班 ・情報通信班 ・広報班 ・庶務班 要員の派遣 措置の指示 総務部 (部に属さない課を含む) 生活経済部 保健福祉部 都市整備部 教育委員会 上下水道事務所 ※消防署 組織構成図について整理 追記 削除 ※市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部・課において措置を実施するものとする(市対策本部には、各部・課から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)
---	---

【市対策本部各班の事務分掌】（下記に示す他、状況により柔軟に対応する。）			※【市対策本部長の補佐機能の編成】		組織変更により内容を変更
部名	班名(長)	事務分掌		機能	
対策本部事務局	統括班	1 国民保護対策本部の設置及び本部運営・庶務に関すること 2 国、県、国民保護協議会、その他関係機関との連絡に関すること 3 本部員会議に関すること 4 各部班との連絡調整に関すること 5 本部長・副本部長の庶務に関すること 6 国民保護状況のまとめに関すること 7 避難勧告、指示その他本部長命令の伝達に関すること 8 県、他市町村、自衛隊等への応援要請に関すること 9 避難調整等に関すること 10 消防団の招集、配備に関すること 11 自主防災組織との連絡に関すること	統括班	・市対策本部会議の運営に関する事項 ・情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示	
	物資調達・配送班	1 食糧、生活必需品、物品等（国民保護等活動従事者分含む）の調達、配送に関すること 2 支援物資の受入れ、保管、配送に関すること 3 緊急輸送・避難輸送手段の確保に関すること 4 物流拠点・システムの管理・運用に関すること 5 鉄道・道路交通状況の把握に関すること 6 農地・農業施設に関すること 7 被害作物等に関すること 8 商工業に関すること	対策班	・市が行う国民保護措置に関する調整 ・他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項	
	財政班	1 法等の適用申請に関すること	情報通信班	・以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 ・市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 ・通信回線や通信機器の確保	
			広報班	・被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動	
			庶務班	・市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理 ・市対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項	

総合対応部		2 国民保護措置に要する財政措置に関すること 3 公有財産の被害調査に関すること 4 国及び県に対する要望書の作成に関すること 4 燃料の確保に関すること 5 庁舎等の被害調査及び応急対策に関すること 6 公用車両の管理、配車に関すること		
	情報班	1 市内被害状況の取りまとめに関すること 2 県及び国、関係機関等に関する被災状況等報告に関すること 3 通信・情報手段の確保に関すること 4 予報警報及び災害情報の受領に関すること 5 情報セキュリティ対策に関すること 6 庁内ネットワークシステムの管理・運営に関すること 7 上下水道を除くライフラインの被害状況把握に関すること		
	総務班	1 職員の参集状況の把握、解散の伝達に関すること 2 職員の勤務・休養、健康管理、人的資源の調整・確保・管理に関すること 3 職員・家族の安否確認に関すること 4 特殊標章等に関すること 5 その他各部に属さないこと		
	広報・報道班	1 市民(職員含む)への広報活動（HP、SNS、Morinfo 避難所情報の配信も含む）に関すること 2 報道機関との連絡及び記者会見に関すること 3 災害状況の記録・保管に関すること		
	市民相談	1 市民からの問い合わせ対応に関すること 2 遺体安置所の設置管理に関すること		

	窓口班	3 死体の処理及び埋火葬に関すること 4 国民保護に係る被害・調査等に関すること 5 避難誘導・輸送等の支援に関すること		
福祉・救護・避難支援部	避難所班	1 避難所等の設置，管理及び運営に関すること 2 避難誘導・輸送等に関すること 3 避難所の食糧，生活必需品等の供与に関すること 4 帰宅困難者の受入れ等に関すること 5 ペット保護対策に関すること 6 保育施設の被害調査及び災害復旧に関すること		
	要配慮者対策班	1 避難行動要支援者の避難・誘導，救助・救援，安否確認，生活支援に関すること 2 要配慮者避難所，福祉避難所の開設・運営に関すること 3 要配慮者の支援に関すること		
	救護・防疫班	1 国民保護に係る医療救護に関すること 2 国民保護に係る医療情報の収集に関すること 3 救護所の設置に関すること 4 感染症の予防及び指導に関すること 5 医薬品，衛生・防疫材料の調達に関すること 6 公私医療機関への情報伝達と調整に関すること 7 国民保護に係る臨時健康相談，健康診断に関すること 8 避難所等への巡回相談等の実施に関すること 9 市民，職員の心のケアに関すること 10 妊産婦及び乳児の保健指導に関すること		
	ボランティア支援班	1 ボランティア活動支援に関すること		

生活 基盤 対応部	土木班	1 道路、橋梁等の被害対策・復旧に関すること 2 道路、橋梁等の被害調査に関すること 3 応急復旧用土木資材及び機器の確保に関すること 4 土木作業用施設及び車両等の確保・管理に関すること 5 道路の交通規制に関すること 6 緊急輸送道路の確保に関すること 7 障害物の除去に関すること		
	建築班	1 被害宅地、被害建築物の調査に関すること 2 応急仮設住宅の設置に関すること		
	がれき処理班	1 被害廃棄物の処理に関すること 2 県、事務組合との連絡調整に関すること		
	上下水道部			
	応急給水班	1 応急給水に関すること 2 節水、断水及び給水に関すること 3 災害地及び避難所等における飲料水の確保に関すること		
	下水道班	1 下水道施設の運営及び応急復旧に関すること 2 仮設トイレの設置及び管理に関すること 3 汚水処理に関すること		
教育 部	教育 1 班	1 児童生徒の安全確保、安否確認に関すること 2 国民保護に係る応急教育に関すること 3 教育関係の被害対策の企画に関すること 4 学校教育施設及び教員の確保に関すること 5 学校施設の被害調査及び被害復旧に関すること		
	教育 2 班	1 施設利用者の安全確保に関すること 2 中央図書館、関係施設の被害調査及び被害対策・復旧に関すること 3 文化財の被害調査及び被害対策・復旧に関するこ		

		と		
消防部	消防班	1 消火、救助・救出活動に関する事 2 国民保護措置として避難住民の避難誘導に関する事項 3 国民保護措置として負傷者等の救急搬送に関する事 4 広報活動に関する事 5 行方不明者の捜索活動に関する事 6 地域の安全確保に関する事		
※被害の状況により、他班への応援等を指示する。 (組織の変更により図の削除)			※【市の各部における武力攻撃事態における業務】-	削除
第4 市対策本部における広報等 (略) 1 広報責任者の設置 武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を <u>広報・報道班に設置する。</u> 2 広報手段 (略) 3 留意事項 (略)			第4 市対策本部における広報等 (略) 1 広報責任者の設置 武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置 2 広報手段 (略) 3 留意事項 (略) 4 その他関係する報道機関 【関係報道機関一覧】	削除
(文章の削除)			第5 市現地対策本部の設置 (略) 第6 現地調整所の設置 (略) 第7 市対策本部長の権限 (略)	
			第8 市対策本部の廃止	

第8 市対策本部の廃止 (略) 第2節 通信の確保 第1 情報通信手段の確保 (略) 第2 情報通信手段の機能確認 (略) 第3 通信輻輳により生じる混信等の対策 (略) (第1節第4と重複するため、第3節の削除)	(略) 第2節 通信の確保 第1 情報通信手段の確保 (略) 第2 情報通信手段の機能確認 (略) 第3 通信輻輳により生じる混信等の対策 (略) 第3節 広報の実施 市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために速やかに総務部に広報部門を設置し、市民に対して適時適切に武力攻撃災害の状況、国民保護措置の実施状況、安否情報の提供方法等について広報する。広報を行うに当たっては、市は、県との連携のもと、テレビ・ラジオ放送、記者会見、インターネット等の広報手段を活用する。また、報道機関に対して報道の要請をする場合は、各報道機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。 第1 広報 1 市対策本部が設置された場合は、速やかに市対策本部長が武力攻撃災害の状況、国民保護措置の実施状況について記者会見を行う。 2 市対策本部は、必要な地域へ放送設備(携帯マイクなども含む。)を有する車両を出動させ、広報を実施する。 3 市対策本部は、広報車の活動が不能な場合、職員を派遣して広報を実施する。 4 市対策本部は、広報すべき内容を市ホームページへ掲載する。 第2 報道機関への発表 市対策本部からの発表は、情報の軽重に応じ、市対策本部長、市対策副本部長又は総務部長が行う。 情報提供は、混乱を防止するため、市対策本部の定める場所、方法で	削除
---	--	-----------

第3章 関係機関相互の連携 (略) 第1節 国、県の対策本部との連携 第1 国、県の対策本部との連携 (略) 第2 国、県の現地対策本部との連携 市は、国、県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と密接な連携を図る。 <u>また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国との調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</u> <u>国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。</u> 第2節 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 第1 知事等への措置要請 (略) 第2 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請 (略) 第3 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請 (略)	行う。 市対策本部から発表された事項については、各部と連絡が取れるよう、各部は、広報担当職員をあらかじめ指定する。 第3章 関係機関相互の連携 (略) 第1節 国・県の対策本部との連携 第1 国・県の対策本部との連携 (略) 第2 国・県の現地対策本部との連携 市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。<u>また、国の現地対策本部が合同対策協議会を開催する場合は、国民保護措置に関する情報を交換し、各関係機関が実施する国民保護措置について相互に協力するため、職員を出席させる。</u> 第2節 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 第1 知事等への措置要請 (略) 第2 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請 (略) 第3 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請 (略)	連携の仕方について明記し内容変更
---	--	-------------------------

応援 要請	市長は、国民保護措置を実施するために必要がある と認めるときは県対策本部長を通じ、指定公共機関 に対してその業務に係る国民保護措置の実施を要請 する。	国民保護法 第 18 条	<u>(応援要請等についての図を新設)</u>	新設
応援	市長は、指定（地方）公共機関から、その業務に係る 国民保護措置を実施するため①労務、②施設、③設 備、④物資の確保について応援を求められたときは、 正当な理由がある場合を除き応援を実施する。	国民保護法 第 21 条第 2 項		
第 3 節 自衛隊の部隊等の派遣要請等 第 1 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うように求める（国民保護等派遣）。 また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めが出来ない場合は、<u>自衛隊茨城地方協力本部長</u>を通じ、防衛大臣に連絡する。 第 2 市長は、国民保護等の派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。 第 4 節 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 第 1 他の市町村長等への応援の要求 (略) 第 2 県への応援の要求 (略) 第 3 事務の委託			第 3 節 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 1 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。 また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、<u>努めて茨城地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては東部方面総監、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。</u> 2 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（<u>内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条）</u>）により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。 第 4 節 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 第 1 他の市町村長等への応援の要求 (略) 第 2 県への応援の要求 (略) 第 3 事務の委託	

(略) 第5節 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 第1 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、(以下略) <u>その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。</u> <u>1 派遣を要請する理由</u> <u>2 派遣を要請する職員の職種別人員数</u> <u>3 派遣を必要とする期間</u> <u>4 派遣される職員の給与、その他の勤務条件</u> <u>5 上記に掲げるものの他、職員の派遣について必要な事項</u> 第2 市は、1の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。(以下略) <u>その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。</u> <u>1 派遣を要請する理由</u> <u>2 派遣を要請する職員の職種別人員数</u> <u>3 派遣を必要とする期間</u> <u>4 派遣される職員の給与、その他の勤務条件</u> <u>5 上記に掲げるものの他、職員の派遣あっせんについて必要な事項</u> 第6節 市の行う応援等 第1 他の市町村に対して行う応援等 (略) 第2 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等 (略) 第7節 ボランティア団体等に対する支援等 第1 自主防災組織等に対する支援 (略) 第2 ボランティア活動への支援等 (略) 第3 民間からの救援物資の受入れ (略)	(略) 第5節 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 1 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、(以下略) <u>(指定行政機関への派遣要請に記載する事項をの追記)</u> 2 市は、1の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。(以下略) <u>(総務大臣に対する派遣要請に記載する事項をの追記)</u> 第6節 市の行う応援等 第1 他の市町村に対して行う応援等 (略) 第2 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等 (略) 第7節 ボランティア団体等に対する支援等 第1 自主防災組織等に対する支援 (略) 第2 ボランティア活動への支援等 (略) 第3 民間からの救援物資の受入れ (略)	追記 項目変更 追記
---	---	---------------------------------

第8節 <u>市民</u>への協力要請 市は、国民保護法の規定により、（以下略） <u>ただし、住民の協力は自発的な意思にゆだねられるものであることに留意する。</u> ○ 避難者の誘導 ○ 避難者等の救援 ○ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置 ○ 保健衛生の確保 第4章 警報及び避難の指示等 第1節 警報の伝達等 （略） 第1 警報の内容の伝達等 1 警報の内容の伝達 （略） <u>第2 警報の内容の通知</u> <u>1 （略）</u> <u>2 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、警報の内容を市のホームページ、Morinfo、SNSで配信する。</u> ※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。	第8節 <u>住民</u>への協力要請 市は、国民保護法の規定により、（以下略） <u>（留意事項について追記）</u> <u>1</u> 避難住民の誘導 <u>2</u> 避難住民等の救援 <u>3</u> 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置 <u>4</u> 保健衛生の確保 第4章 警報及び避難の指示等 第1節 警報の伝達等 （略） 第1 警報の内容の伝達等 1 警報の内容の伝達 （略） <u>2 警報の内容の通知</u> （1）市は、当該市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会など）に対し、警報の内容を通知する。 （2）市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、<u>市のホームページ（http：//www.city.moriya.ibaraki.jp）に警報の内容を掲載する。</u> ※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。	題目変更 追記 項目変更 項目変更 内容を現状に変更
---	--	---

<pre> graph TD A[国の対策本部長による警報の発令] -- 通知 --> B[総務大臣 消防庁] B -- 通知 --> C[知事] B -- 通知 --> D[県指定地方公共機関 放送事業者] C -- 通知 --> E[県の執行機関 県の関係出先機関] C -- 通知 --> F[県指定地方公共機関 放送事業者] C -- 通知 --> G[大規模集客施設] C -- 通知 --> H[市長 市対策本部] C -- 通知 --> I[その他の関係機関] D -- 放送 --> J[市民] E -- 放送 --> J F -- 放送 --> J H -- 伝達 --> K[市の他の執行機関] H -- 伝達 --> L[市の他関係機関] I -- 伝達 --> J G -- 伝達 --> J K -- 伝達 --> J L -- 伝達 --> J </pre> 第3 警報の内容の伝達方法 1 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（E-m-net）、全国瞬時警報システム（J-AERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-AERT）等と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により行う。 （1）「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合この場合においては、まず、国から全国瞬時警報システム（J-AERT）の情報が市民各人の携帯電話に伝達される。また、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等をエリアメール、L-アラート、Morinfo、SNS等を活用し市民に周知する。 さらに、庁内に保有する広報車や消防機関が保有する消防車両で、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して、市民に注意を喚起し周知する。（以下略）	<pre> graph TD A[国の対策本部長による警報の発令] -- 総務大臣通知 --> B[知事] B -- 通知 --> C[県の執行機関 県の出先機関] B -- 通知 --> D[県指定地方公共機関 放送事業者] B -- 通知 --> E[市長 市対策本部] E -- 通知 --> F[市の他の執行機関] E -- 伝達 --> G[その他関係機関 自治会・自主防災] E -- 伝達 --> H[住民] </pre> 第2 警報の内容の伝達方法 1 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。 （1）「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合 この場合においては、原則として、庁内に保有する広報車や消防機関が保有する消防車両で、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して、住民に注意を喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。（以下略）	図を整理し変更 項目変更 情報伝達手段の向上により内容を変更 同上
---	--	--

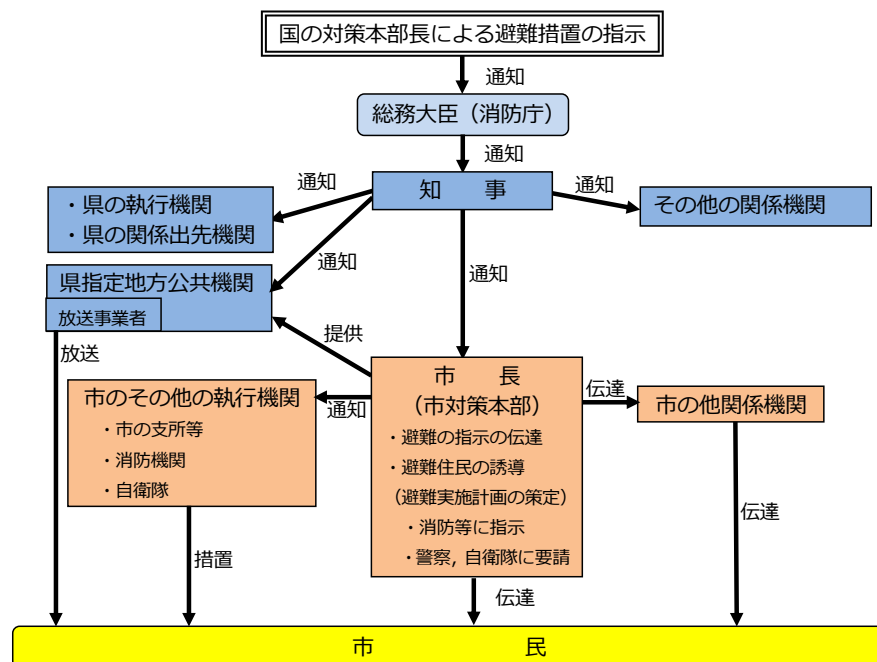
第4 緊急通報の伝達及び通知

(略)

第2節 避難者の誘導等

(略)

※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。



第2 避難実施要領の策定

1 避難実施要領の策定

(略)

2 避難実施要領の策定の際における考慮事項

(略)

3 避難実施要領の内容の伝達等

(略)

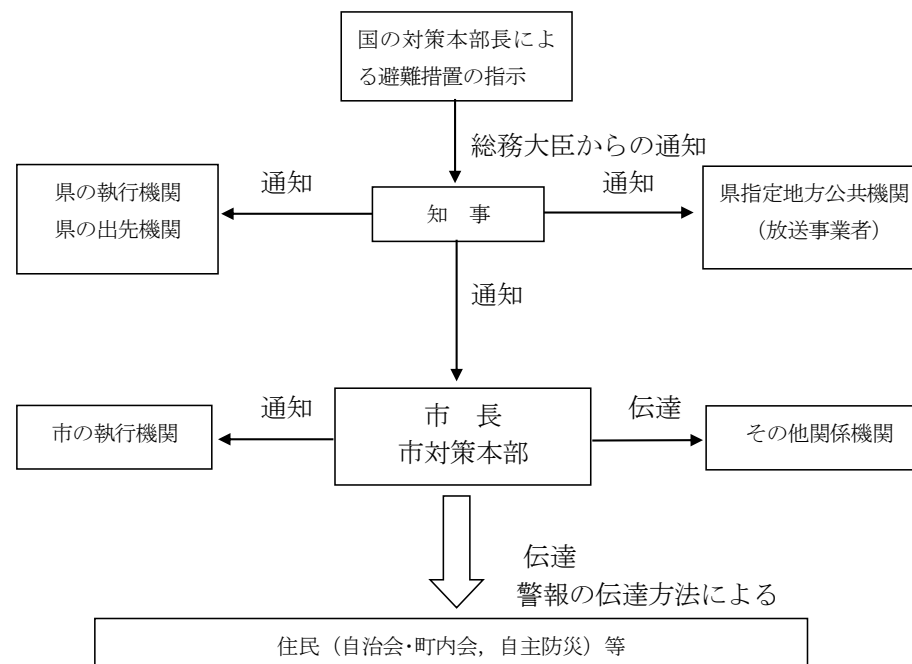
第3 緊急通報の伝達及び通知

(略)

第2節 避難住民の誘導等

(略)

※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。



第2 避難実施要領の策定

1 避難実施要領の策定

(略)

2 避難実施要領の策定の際における考慮事項

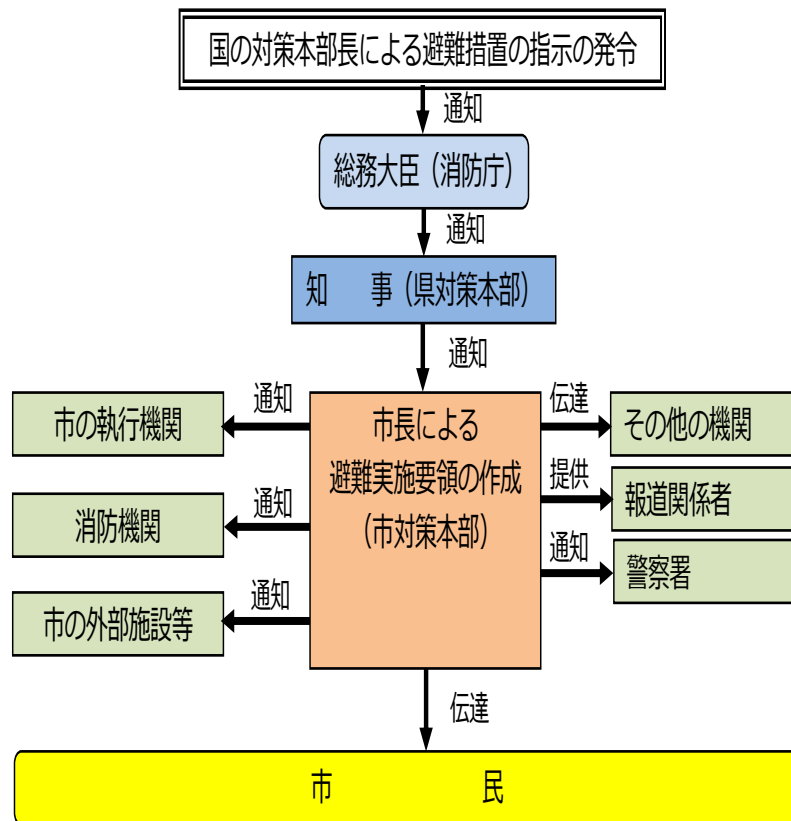
(略)

3 避難実施要領の内容の伝達等

(略)

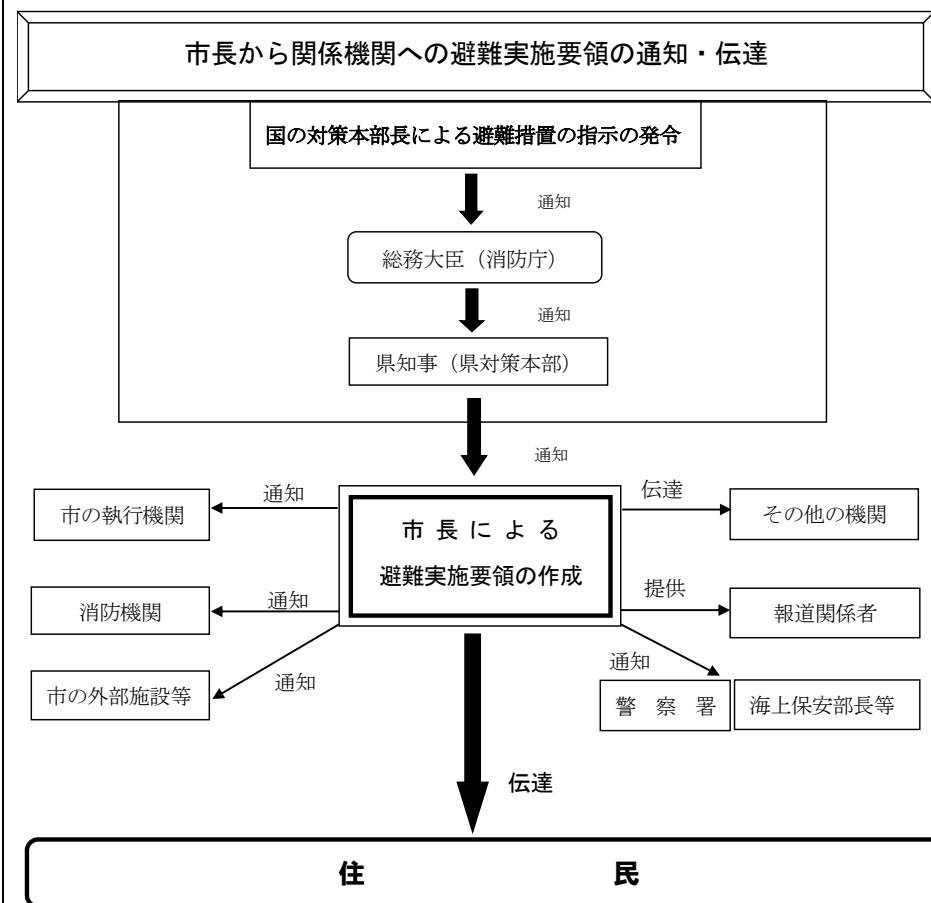
項目変更

図を整理
し変更



第3 避難者の誘導

- 1 市長による避難者の誘導
(略)
- 2 消防機関の活動
(略)
- 3 避難誘導を行う関係機関との連携
(略)
- 4 自主防災組織等に対する協力の要請
(略)



第3 避難住民の誘導

- 1 市長による避難住民の誘導
(略)
- 2 消防機関の活動
(略)
- 3 避難誘導を行う関係機関との連携
(略)
- 4 自主防災組織等に対する協力の要請
(略)

図を整理
し変更

5 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供 (略) 6 高齢者、障がい者等への配慮 (略) 7 残留者等への対応 (略) 8 避難所等における安全確保等 (略) <u>9 大規模集客施設等における避難</u> 市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。 <u>1 0 動物の保護等に関する配慮</u> (略) <u>1 1 通行禁止措置の周知</u> (略) <u>1 2 文化財の保護</u> 市は、移動可能な指定文化財を安全な施設に事前避難するなど、文化財保護の措置を講ずるように努める。 <u>1 3 県に対する要請等</u> (略) <u>1 4 避難者の運送の求め等</u> (略) <u>1 5 安全の確保</u> 市長は、避難者の誘導に協力する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。 <u>1 6 避難者の復帰のための措置</u> (略)	5 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供 (略) 6 高齢者、障害者等への配慮 (略) 7 残留者等への対応 (略) 8 避難所等における安全確保等 (略) <u>(大規模集客施設等における避難を新設)</u> <u>9 動物の保護等に関する配慮</u> (略) <u>1 0 通行禁止措置の周知</u> (略) <u>(文化財の保護を新設)</u> <u>1 1 県に対する要請等</u> (略) <u>1 2 避難住民の運送の求め等</u> (略) <u>(安全の確保を新設)</u> <u>1 3 避難住民の復帰のための措置</u> (略)	新設 項目変更 項目変更 新設 項目変更 項目変更 新設 項目変更
--	---	---

<u>第4 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項</u> <u>1 弾道ミサイル攻撃の場合</u> (1) 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときには、市民は屋内に避難することが基本である。 <u>このため、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設等に避難する。</u> <u>なお、国（内閣官房、消防庁等）が作成する緊急時に市民が取るべき行動を記載した各種資料について、ホームページ及びMorinfo で閲覧できるが、市民に事前に配布しておくことも検討するものとする。</u> (2) <u>着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するとともに、被害内容が判明後、国・県からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った指示を行う。</u> (対応の変更により削除)	<u>(理解し易いように、項目を新設)</u> 弾道ミサイル攻撃（航空攻撃）の場合 (1) 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。 <u>(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地下施設等に避難することとなる。)</u> <u>(周知方法を追記)</u> (2) <u>以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。</u> ——(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)—— ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示 <pre> graph TD A[対策本部長] --> B[警報の発令、避難措置の指示] B --> C[知事] C --> D[避難の指示] D --> E[市長] E --> F[避難実施要領の策定] B -.-> G["(その他、記者会検討による国民への情報提供)"] </pre> イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令	新設 弾道ミサイル攻撃と航空攻撃を区分し変更 内容変更 追記 区分の変更により内容を変更 削除
--	--	---

(3) 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。 このため、市は、弾道ミサイル発射時に市民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALEERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、市内に着弾の可能性があります。対応を考える。	※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。 このため、すべての市町村に着弾の可能性があります。対応を考える必要がある。 また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。	内容変更
2. ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合 (1) ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、（以下略） (2) その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、（以下略） （文章の削除） (3) （略） （文章の削除）	ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合 (1) ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、（以下略） (2) その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、（以下略） その際、武力攻撃がまきに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。 (3) （略） ○避難に比較的時間に余裕がある場合の対応 「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。 ○昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応 当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。 特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざ	項目変更 削除 削除

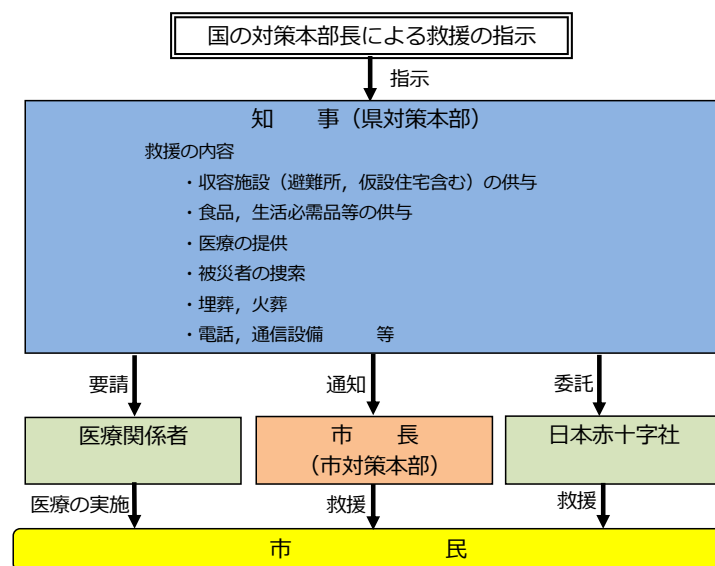
3 着上陸侵攻の場合 大規模な着上陸侵攻（以下略） （文章の削除） 4 航空攻撃の場合 <u>急襲的な航空攻撃が行われる場合についても，市長は，弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応をとるものとする。</u> 5 NBC攻撃の場合 <u>NBC攻撃については，市長は，知事からの攻撃の特性に応じた指示に基づき，避難者の誘導を行う，この場合において，避難誘導をする者に安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難誘導を行う等について留意する。</u> 6 武力攻撃原子力災害の場合 <u>（１）市長は，知事からの出される専門的な分析を踏まえた避難措置の指示に基づき，事態の状況を踏まえ，避難住民の誘導を行う。</u>	るを得ないことから，平素から，住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。 ※—ゲリラ・特殊部隊による攻撃については，相手の攻撃の意図や目的により，攻撃の態様も様々であるが，少人数のグループにより行われるため，使用可能な武器も限定され，被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。 特に，最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから，都市部の政治経済の中核，原子力関連施設，危険物質等の取扱所などは，攻撃を受ける可能性が一般に高く，注意が必要である。 着上陸侵攻の場合 大規模な着上陸侵攻（以下略） このため，県計画における整理と同様，着上陸侵攻に伴う避難は，事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として，平素からかかる避難を想定した具体的な対応については，定めることはしない。 <u>（弾道ミサイルと航空攻撃を区分することにより新設）</u> <u>（NBC攻撃を新設）</u> <u>（武力攻撃原子力災害を新設）</u>	留意事項を追記した。 項目を整理した。 削除 新設 新設 新設
--	---	---

(2) 市長は、武力攻撃原子力災害が発生し。又は発生する恐れのある場合において、特に必要があると認めたときは、避難の指示がなされる前であっても、必要な応急措置を講ずるものとする。

(3) 武力原子力災害においても、市地域防災計画（事故災害対策編 VI 原子力災害対策計画）に基づき行動する。

第5章 救援

市における、関係機関との連携、救援の内容等について以下に定める。



第1節 救援の実施

第1 救援の実施

（略）

第2 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

第5章 救援

（業務の流れを整理し、理解し易いように図を新設）

第1 救援の実施

1 救援の実施

（略）

2 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

新設

現況に
合わせ
修正・追
記した。

項目変更

(前述と重複するため文章の削除) 第2節 関係機関との連携 (略) 第3節 救援の内容 (略) <u>1 収容施設の供与</u> <u>(1) 収容施設の開設場所</u> <u>ア 避難所の開設場所</u> <u>市は、県との調整の上、避難所を開設する場所を決定するとともに、県と連携し、避難所を開設する。</u> <u>イ 避難所の周知</u> <u>市は、県と連携し、避難所を開設した時は、速やかに地域住民に周知する。</u> <u>ウ 避難所の運営管理</u> <u>(ア) 市は、県と連携し、自主防災組織等地域の代表、県職員、市職員等で構成する避難所運営委員会等を設置し、避難所の運営を行う。</u> <u>(イ) 市は、県と協力し、避難所において救援活動を行うボランティアの適切な受入れについて、日本赤十字社、社会福祉協議会等と連携して対応するよう努める。</u> <u>2 収容施設の供与等</u> <u>(1) 応急仮設住宅等の応急修理</u> <u>市は、必要性があるときは、県と連携し、関係団体との協定に基づき、</u>	※【着上陸侵攻への対応】 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難である。 第2 関係機関との連携 (略) 第3 救援の内容 (略) <u>(「救難の程度及び基準」に基づき新設)</u>	削除 項目変更 新設
--	---	---------------------------------

応急仮設住宅等の建設又は住宅の応急修理を行う。

(2) 応急仮設住宅等への入居者募集

市は、県と協力し応急仮設住宅等への入居者の募集を行う。この場合において、避難行動要支援者の入居に十分配慮する。

(3) 市営住宅への一時入居

市は、避難者等の一時入居のため、その管理する市営住宅の空き家住宅を積極的に活用するよう努める。

3 食品の供与及び飲料水の供給

(1) 飲料水の供給活動

市は、県と連携し、応急給水を行う。

(2) 応急飲料水以外の生活用水の供給

市は、応急飲料水以外の生活用水についても、市内公立小中学校12箇所及び公園14箇所に設置している防災井戸で供給するとともに、不足する場合は必要最小限の範囲で確保する。

(3) 食糧品の調達・集積・配分・供給活動

ア 市は、県と連携し、避難者等の人数等を把握し、食品の必要量の見積もりを行う。

イ 市は、県より配分を受けた主要食品等を避難住民等へ配分する。

ウ 市は、県と連携し、備蓄食糧及び応援協定等により調達した食品等を避難住民等に供給する。

エ 市は、他の地域から避難者を受入れた時についても、備蓄食糧品等を供給する。

4 生活必需品の供給又は貸与

(1) 市は、県と連携し、避難者等の人数等を把握し、生活必需品の必要量の見積もりを行う。この際、避難所の要求にも留意する。

(2) 市は、県より配分を受けた生活必需品を避難者等へ配分する。

(3) 市は、県と連携し、備蓄生活必需品及び応援協定等により調達した食品等を避難者等に供給する。

5 医療の提供及び助産

(1) 医療救護活動

市は、県と連携し、傷病者の搬送拠点におけるトリアージ、救急措置等を行うために救護班を確保する。

(2) 救護所の設置

市は、県と連携し、救護所を設置し、救護活動を行う。

6 被災者の捜索及び救出

市は、県、県警察、消防機関等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受ける恐れのない場合、武力攻撃災害により、生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出を実施する。

7 電話その他の通信設備の提供

市は、電気通信事業者と連携し、電話やインターネット等の通信利用環境を提供するように努める。

8 学用品の供与

市は、県と協力し、災害により学用品を喪失し、又は棄損し、修学上支障のある生徒等に対して学用品を調達し、配給する。

また、県立、私立学校から被災により応援の要請があった場合、市は、できる限り教材、学用品を供与し、県立、私立学校の授業確保に努める。

9 遺体の捜索

市は、県、消防機関、県警察と連携し、避難指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、既に死亡していると推定される者を捜索するとともに、捜索によらず遺体が発見されたときに、遺体を発見した者が直ちに警察又は直近の警察官にその旨を通報するよう、広報を行う。

10 遺体の処理・火葬・埋葬

市は、県と協力して、遺体の処理・火葬・埋葬、身元不明遺体の取扱

<u>いは、「守谷市災害時行動マニュアル」を基にして行う。なお、身元の確認が出来ず警察から引渡された遺体については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和２３年法律第４８号）及び行旅病人及び死亡人取扱法（明治３２年法律第９３号）により処理するものとする。</u> <u>第２ 救援における県との連携</u> (略) <u>第４節 救援の際の諸要請等</u> <u>市長は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき市長が行うこととされた救援に関する措置の実施に必要な範囲で、次の要請等を行うことができる。</u> <u>なお、これらの要請等を行うに当たっては、措置を実施するために必要最小限のものに限るとともに、公正かつ適正な手続きの下に行う。</u> <u>第１ 要請等の内容</u> <u>１ 物資の売渡しの要請等</u> <u>（１）市長は、救援を行うため必要があるときは、救援の実施に必要な医療品等の物資にあつて、生産、販売、輸送等を業とする者が取扱うもの（以下「特定物資」という。）について、所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。この場合において、所有者が正当な理由なく応じない時は、特に必要があるときに限り、当該特定物資を収用することができる。</u> <u>（２）市長は、特定物資を確保するため緊急の必要があるときは、特定物資の保管を命ずることができる。</u> <u>（３）市長は、救援を行うため必要があるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定物資の確保を要請する。</u> <u>２ 土地等の使用</u> <u>市長は、避難者等に収容施設を供与し、又は臨時の医療施設を開設するため必要があるときは、所有者及び占有者の同意を得て、土地、家屋又は物資（以下「土地等」という。）を使用することができる。この場合において、所有者等が正当な理由なく同意しないとき又は所有者</u>	<u>２ 救援における県との連携</u> (略) <u>(救援の措置の実施に関する要請について新設)</u>	項目変更 新設
--	--	-----------------------

等の所在が不明なときは、特に必要があるときに限り、同意を得ないで土地等を使用することができる。

3 公用令書の交付

市長は、特定物資の収容若しくは保管命令又は土地等の使用を行うときは、公用令書を交付して行う。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合は、事後に交付する。

4 立入検査等

市長は、特定物資の収容若しくは保管命令又は土地等の使用を行うために必要があるときは、その職員に特定物資の保管場所等や土地等に立ち入り、特定物資や土地等の状況を検査させることができる。この場合において、当該措置を行う職員は、身分証明書を携帯し、請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 医療の実施の要請等

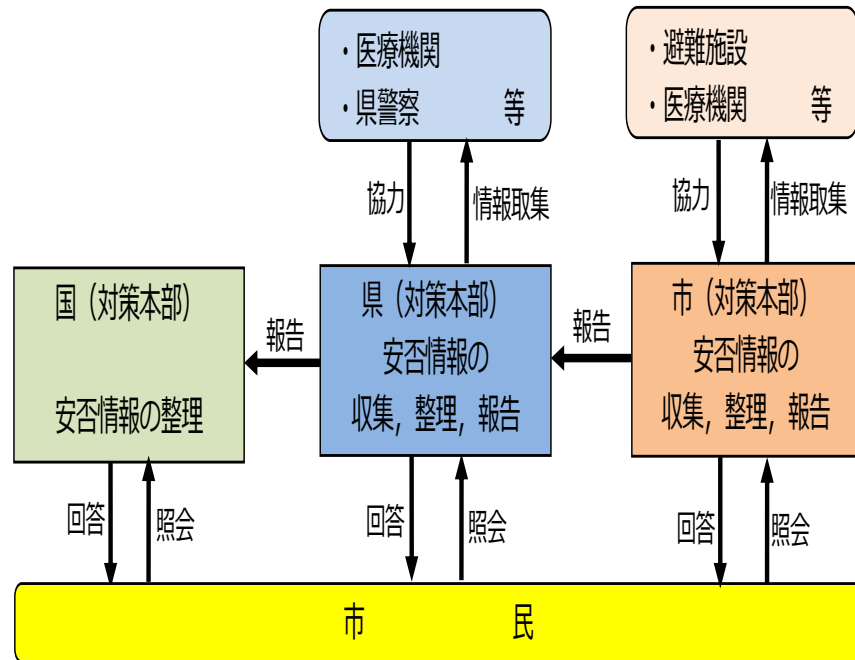
市長は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において必要があると認めるときは、医師、看護師、その他の医療関係者に対し、その場及び期間その他の必要な事項を書面で示し、医療を行うよう要請をすることができる。この場合において、医療関係者が正当な理由なく要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、医療を行うよう指示することができる。

この際、医療関係者の安全の確保に関し、十分に配慮しなければならない。

第6章 安否情報の収集及び提供 (略)

第6章 安否情報の収集・提供 (略)

【安否情報収集・整理・提供の流れ】



第1節 安否情報の収集

第1 安否情報の収集

(略)

第2 安否情報収集の協力要請

(略)

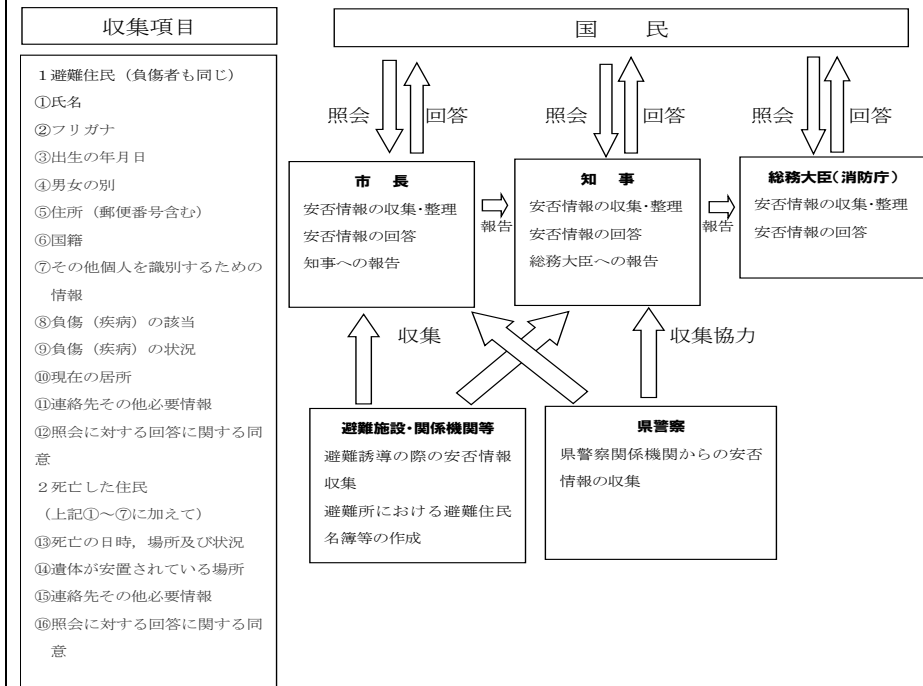
第3 安否情報の整理

(略)

第2節 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メ

安否情報収集・整理・提供の流れ



第1 安否情報の収集

1 安否情報の収集

(略)

2 安否情報収集の協力要請

(略)

3 安否情報の整理

(略)

第2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、原則として安否情報システムにより報告し、事態の状況により安否情

業務の流れを整理し図を変更

項目変更

項目変更

項目変更

項目変更

項目変更

内容変更

ールで県に送付する。(以下略) <u>第3節</u> 安否情報の照会に対する回答 (略) <u>第4節</u> 日本赤十字社に対する協力 (略) 第7章 武力攻撃災害への対処 第1節 武力攻撃災害への対処 (略) <pre> graph LR A["国（対策本部） ・武力攻撃災害への対処の指示 ・生活関連等施設の安全確保 ・大規模又は特殊な武力"] -- 指示 --> B["県（対策本部） ・生活関連等施設の安全確保 ・緊急通報の発令 ・応急措置の実施 →退避の指示 →警戒区域の設定"] B -- 指示 --> C["市（対策本部） ・生活関連等施設の安全確保 ・消防 ・応急措置の実施 →退避の指示 →警戒区域の設定"] </pre> 第1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 (略) 第2 武力攻撃災害の兆候の通報 (略) 第2節 応急措置等 (略) 第1 退避の指示 (略) 第2 警戒区域の設定 (略) 第3 応急公用負担等 (略)	<u>報システムが利用できない場合は、電子メールで県に送付する。</u> (以下略) <u>第3</u> 安否情報の照会に対する回答 (略) <u>第4</u> 日本赤十字社に対する協力 (略) 第7章 武力攻撃災害への対処 第1節 武力攻撃災害への対処 (略) <u>(業務の流れを整理し分りやすいように図を新設)</u> 第1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 (略) 第2 武力攻撃災害の兆候の通報 (略) 第2節 応急措置等 (略) 第1 退避の指示 (略) 第2 警戒区域の設定 (略) 第3 応急公用負担等 (略)	項目変更 新設
---	--	-----------------------

第4 消防に関する措置等 (略) 第3節 生活関連等施設における災害への対処等 (略) 第1 生活関連等施設の安全確保 (略) 第2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 (略) 第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等 市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、地域防災計画に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。 <u>第1 武力攻撃原子力災害への対処</u> <u>1 市地域防災計画（事故災害対策編原子力災害対策計画）等に準じた措置の実施</u> 市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として市地域防災計画（事故災害対策編原子力災害対策計画）等に定められた措置に準じた措置を行う。 <u>2 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等</u> （1）市長は、放射性物質の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。 （2）市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知	第4 消防に関する措置等 (略) 第3節 生活関連等施設における災害への対処等 (略) 第1 生活関連等施設の安全確保 (略) 第2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 (略) 第4節 NBC攻撃による災害への対処等 NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。 <u>（武力攻撃災害への対処を新設）</u>	内容変更 新設
---	---	-----------------------

<u>事に通報する。</u> <u>(3) モニタリングの実施, 安定ヨウ素剤の服用等の措置については, 市地域防災計画 (事故災害対策編原子力災害対策計画) 等に定められた措置に準じて措置を行う。</u> <u>第2</u> NBC攻撃による災害への対処 (略) 第8章 被災情報の収集及び報告 (略) 第9章 保健衛生の確保その他の措置 (略) 第10章 国民生活の安定に関する措置 (略) 第11章 特殊標章等の交付及び管理 (略) <u>第1節 特殊標章等</u> <u>第1</u> 特殊標章 第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章 (オレンジ色地に青の正三角形) <u>(資料-1 「特殊標章」)。</u> <u>第2</u> 身分証明書 第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書 <u>(資料-2 「身分証明書 (国民保護措置に係る職務等を行う者用)」)。</u> 第3 識別対象 国民保護措置に係る職務等を行う者, 国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。 (文章の削除)	<u>第1</u> NBC攻撃による災害への対処 (略) 第8章 被災情報の収集及び報告 (略) 第9章 保健衛生の確保その他の措置 (略) 第10章 国民生活の安定に関する措置 (略) 第11章 特殊標章等の交付及び管理 (略) <u>1</u> 特殊標章等 <u>(1)</u> 特殊標章 第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章 (オレンジ色地に青の正三角形)。 <u>(資料-1 「特殊標章」の新設)</u> <u>(2)</u> 身分証明書 第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書。 <u>(資料-2 「身分証明書 (国民保護措置に係る職務等を行う者用)」の新設)。</u> (3) 識別対象 国民保護措置に係る職務等を行う者, 国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。 ※-特殊標章, 身分証明書等の形態については, 資料編に記載	項目変更 項目変更 項目変更 新設 新設 削除
---	--	--

改正後	改正前	備考
第5編 緊急処理事態への対処 第1章 緊急処理事態 (本文に含まれる事項であるので文章の削除) (略) 第2章 緊急処理事態における警報の通知及び伝達 (略)	第5編 緊急処理事態への対処 第1章 緊急処理事態 <u>市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章第2節に掲げるとおりである。</u> (略) 第2章 緊急処理事態における警報の通知及び伝達 (略)	項目変更 削除 項目変更